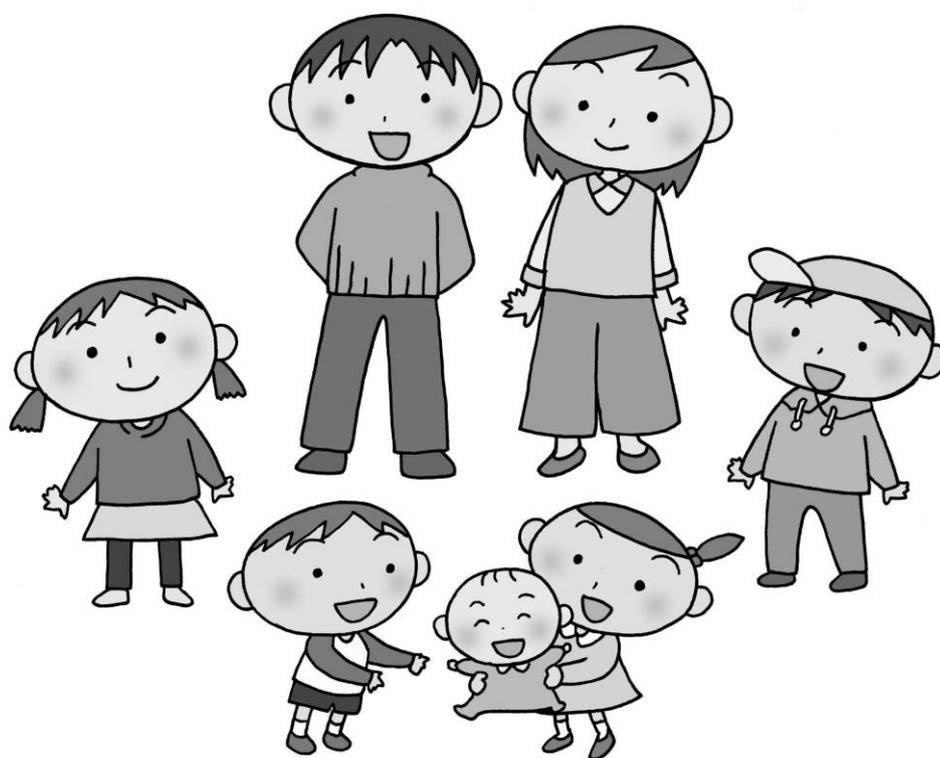


多可町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度～平成 31 年度



平成 27 年 3 月
多 可 町

目次

1. 計画の策定にあたって	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の法的位置づけ	1
1-3 計画の期間	2
2. 子ども・子育てを取り巻く現状	3
2-1 多可町の概要	3
2-2 人口動態	4
2-3 子どもにかかわる施設・事業の利用状況	6
2-4 ニーズ調査にみる現状	10
3. 基本理念	21
3-1 基本理念	21
3-2 施策体系	22
4. 施策の展開	23
●重点目標 1 就学前施設の円滑な運営と教育・保育の一体的提供	23
●重点目標 2 子ども・子育て支援事業の整備・実施	27
◎基本目標 1 地域における子育て・親育て	39
◎基本目標 2 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	43
◎基本目標 3 子どもが安心・安全に成長できる環境づくり	46
◎基本目標 4 ワーク・ライフ・バランスの推進	49
◎基本目標 5 要保護児童へのきめ細やかな支援の推進	50
5. 実現方策	53
5-1 推進体制の確立	53
5-2 情報提供・周知	53
5-3 広域調整や県との連携	53
5-4 進行管理	53
6. 資料編	54
6-1 多可町子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査実施概要	54
6-2 多可町子ども・子育て会議 委員名簿	56
6-3 多可町子ども・子育て会議の流れ	57

1. 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝物であり、これからのまちをつくる貴重な存在です。社会の希望であり未来をつくる力である子どもが安心して育つことができる環境、安心して子どもを生み育てることのできる環境を整備していくために、社会全体で子育てを支えていくことが重要です。

しかしながら、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化の進行、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、多くの子育て家庭が子育てへの不安感や孤立感を抱いている現状があります。

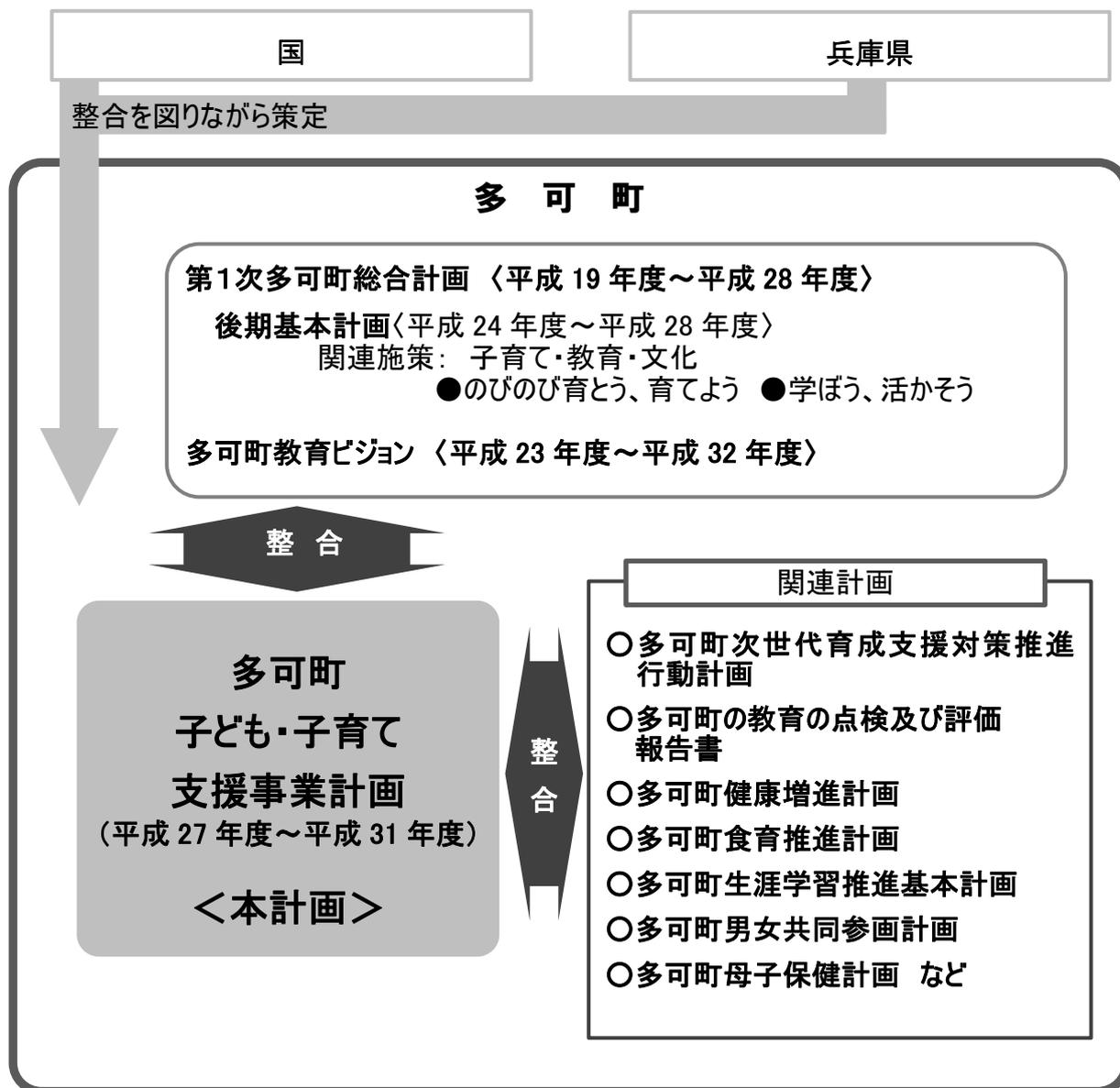
国では、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。この3法に基づいて平成27年度から施行される新たな子育て支援の仕組み、「子ども・子育て支援新制度」では、(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3) 地域の子ども・子育て支援の充実、が目指されることとなっています。また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市区町村に、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています。

多可町においても、子どもの人口が減少を続けるなかで、子どもたちにとってふさわしい幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的・一体的に推進していくため、「多可町次世代育成支援対策推進行動計画」をふまえながら、「多可町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

1-2 計画の法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定められるものです。

本計画の策定にあたっては、「第1次多可町総合計画後期基本計画」や「多可町教育ビジョン」、関連の分野別計画との整合、連携を図ります。また、「多可町母子保健計画」を包含する計画とします。



1-3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

2. 子ども・子育てを取り巻く現状

2-1 多可町の概要

(1) 地勢と位置

多可町は、平成17年11月1日に旧中町、旧加美町、旧八千代町の3町が合併して誕生した町です。

兵庫県の東播磨地域の内陸部に位置し、北は丹波市、朝来市、東は丹波市、南は西脇市、加西市、西は神崎郡神河町、市川町にそれぞれ接しています。東西13km、南北27km、総面積185.19km²を有し、直線距離で神戸まで約45km、大阪まで約70kmの距離にあります。

地勢的には、周囲を中国山地（三国岳、千ヶ峰、笠形山、竜ヶ岳、篠ヶ峰など）の山々に囲まれ、三国岳を源とする杉原川が加美区、中区の中央部を貫流し、笠形山を源とする野間川が八千代区の中央部を南流し、西脇市において県下最長の加古川と合流して瀬戸内海に流れています。

気候は、瀬戸内気候の影響を受けて穏やかですが、中国地方の背陸地帯として内陸性気候の影響も受け、寒暖の差が比較的大きくなっています。

交通条件は、西脇市で国道175号と分岐した国道427号が多可町中区、加美区を縦断し、八千代区では県道西脇八千代市川線、多可北条線、加美八千代線が通り、中国自動車道滝野社ICや加西ICと接続しています。

公共交通は、神姫バスの定期路線があり、コミュニティバスの運行も行われています。

(2) 土地利用

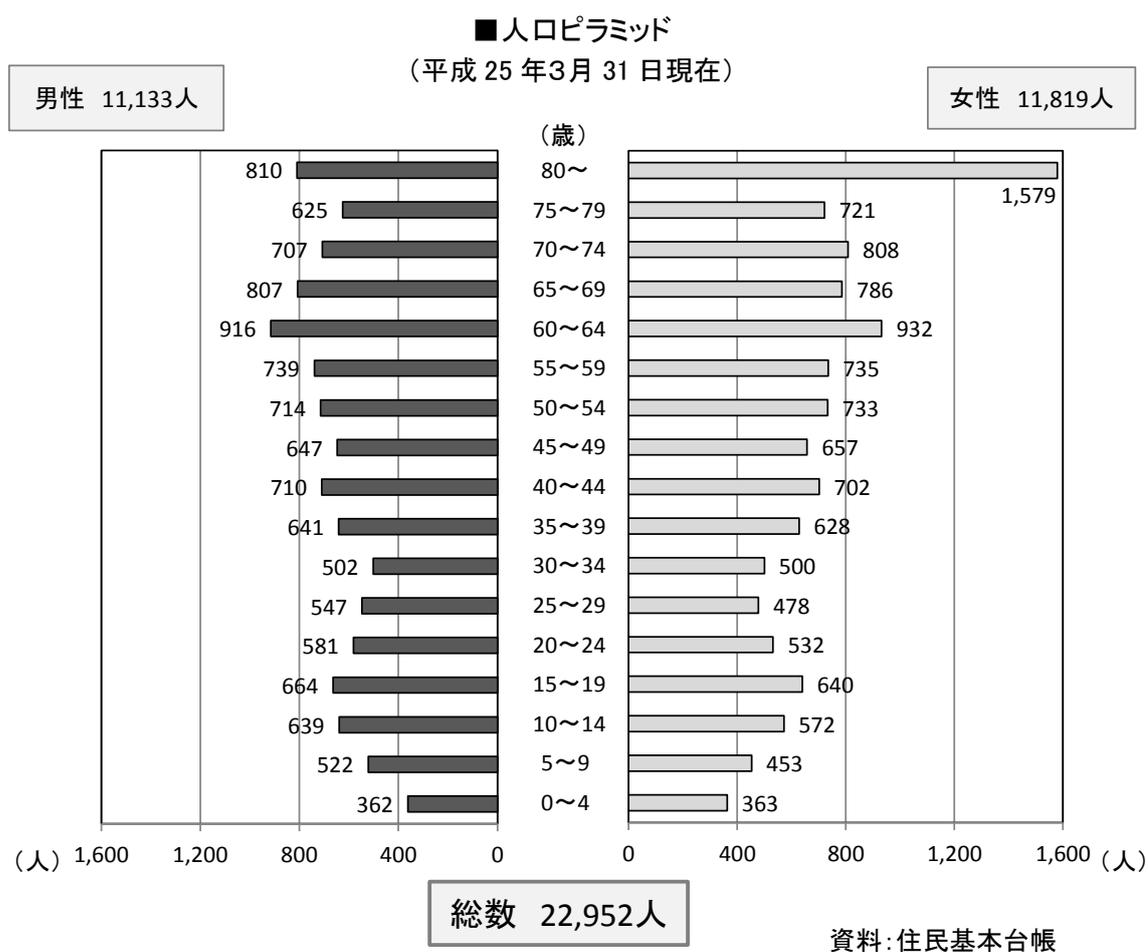
本町の総面積は185.19km²で、山林面積が約148km²で全体の79.9%を占めています。

中山間地域であるため、平地を十分確保することができず、宅地が2.8%、田畑が8.1%となっています。

2-2 人口動態

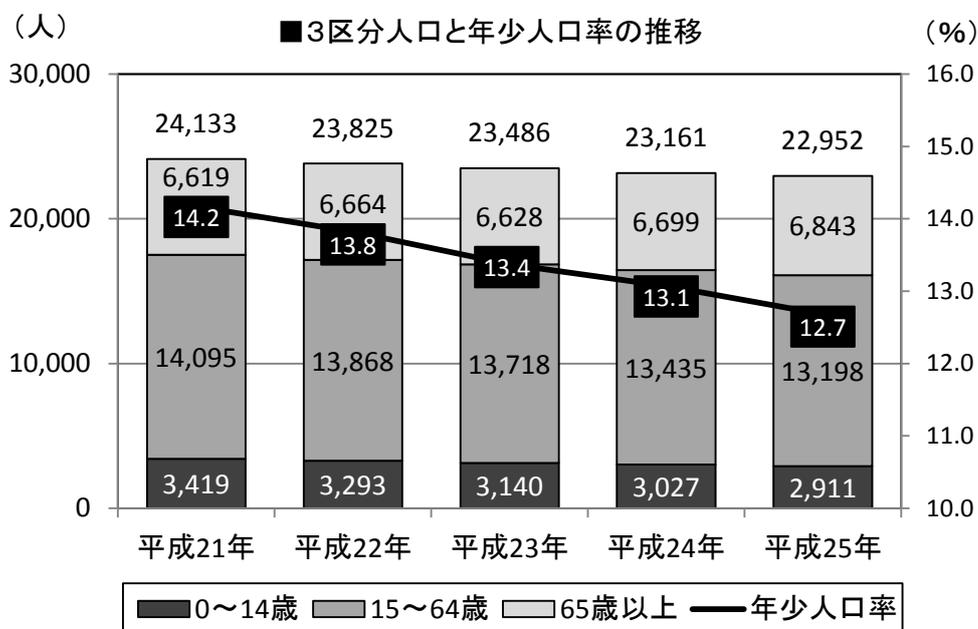
(1) 人口・年齢階層別人口

本町の人口ピラミッドをみると、年齢階層別では男女ともに「60～64 歳」の階層の人口が多く、「30～34 歳」前後の子育て世代の若者や「0～4 歳」の子どもの人口が少ないことがわかります。進行する少子高齢化を見据えた施策展開が必要です。



(2) 年齢3区分別人口の推移

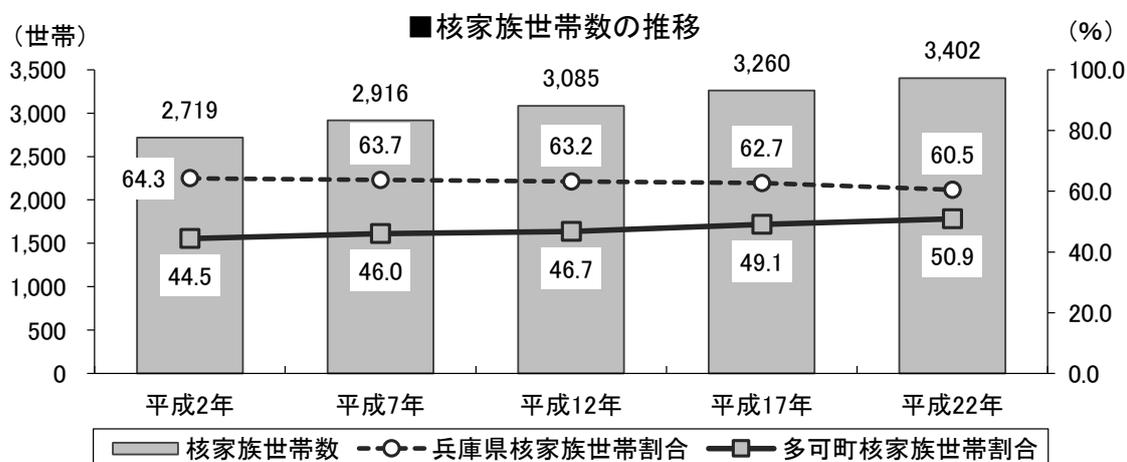
年齢3区分別人口の推移をみると、「0～14歳」の年少人口は、平成21年から平成25年にかけて508人減少しているのに対して、「65歳以上」の高齢者人口は、224人増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。



資料: 住民基本台帳(各年3月31日現在)

(3) 核家族世帯数の推移

核家族世帯数は増加を続けており、平成22年には、総世帯数のうち半数を超える50.9%が核家族世帯となっています。兵庫県と比較すると、核家族世帯割合は低い水準となっています。



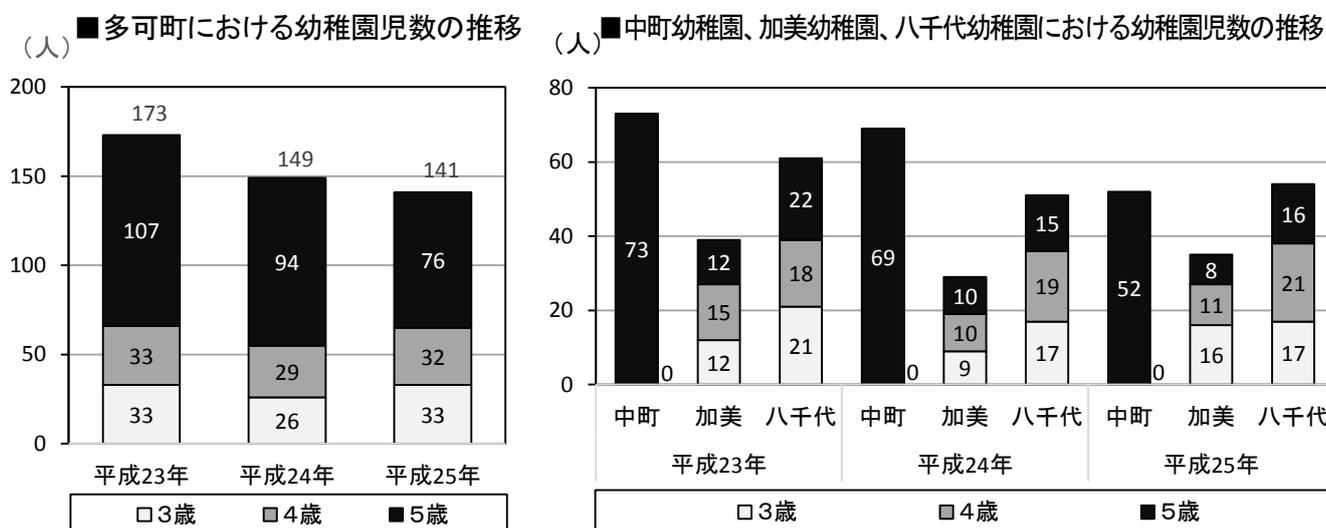
資料: 国勢調査

2-3 子どもにかかわる施設・事業の利用状況

(1) 幼稚園の状況

本町には、5歳児のみを受け入れる幼稚園が1園、3～5歳を受け入れる幼稚園が2園あります。これまで加美区、八千代区では幼稚園での3年教育を受けることが可能である一方で、中区では1年のみとなっていました。

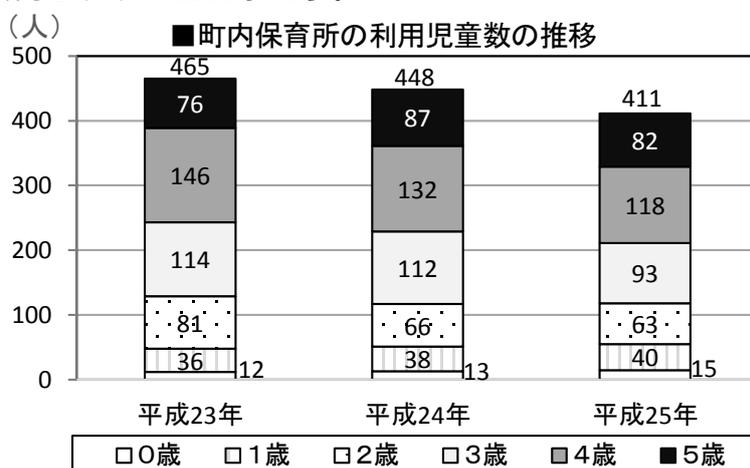
平成27年度以降は、中区の中町幼稚園を閉園とし、3園の認定こども園に幼稚園部が設置されます。全区において3年間の幼児教育が実施されることになるため、今後は公立・私立関係なく、質の高い幼児教育を公平に提供できるような仕組みづくりが求められます。



資料:多可町こども未来課 (各年5月1日現在)

(2) 保育所の状況

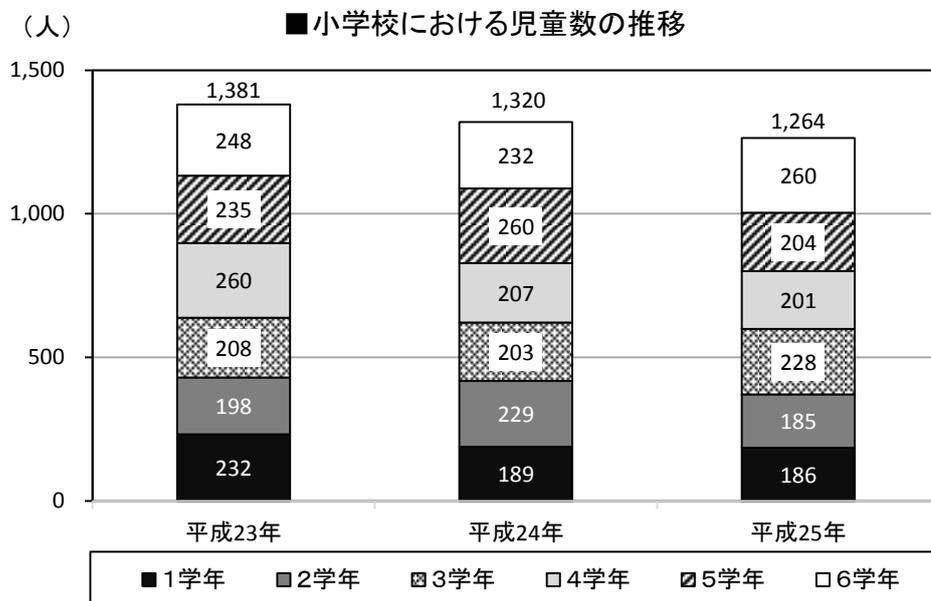
本町には、私立の保育所が3か所、公立の保育所が2か所の計5か所があります。年齢別の利用状況は以下のとおりです。



資料:多可町こども未来課 (各年5月1日現在)

(3) 小学校の状況

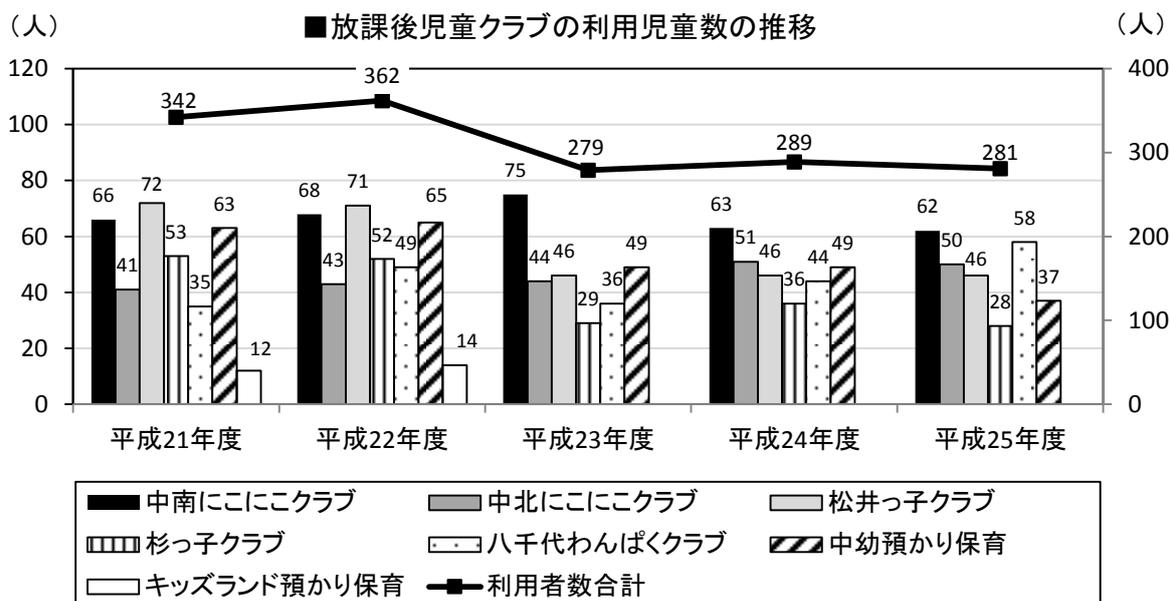
小学校の児童数は年々減少しており、平成23年から平成25年にかけては、年に約60人ずつ減少していることがわかります。



資料: 多可町こども未来課 (各年5月1日現在)

(4) 学童保育事業の状況

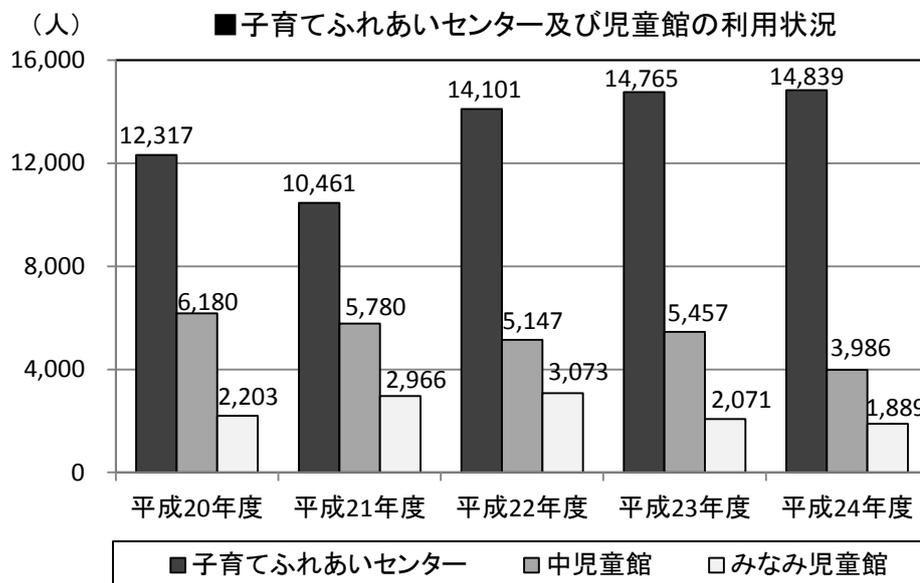
本町全体の放課後児童クラブ(学童保育)の利用児童数は減少傾向にあります。施設ごとに利用人数の推移に違いがみられるため、それぞれの利用実態をふまえた事業の実施・運営が求められます。



資料: 多可町こども未来課

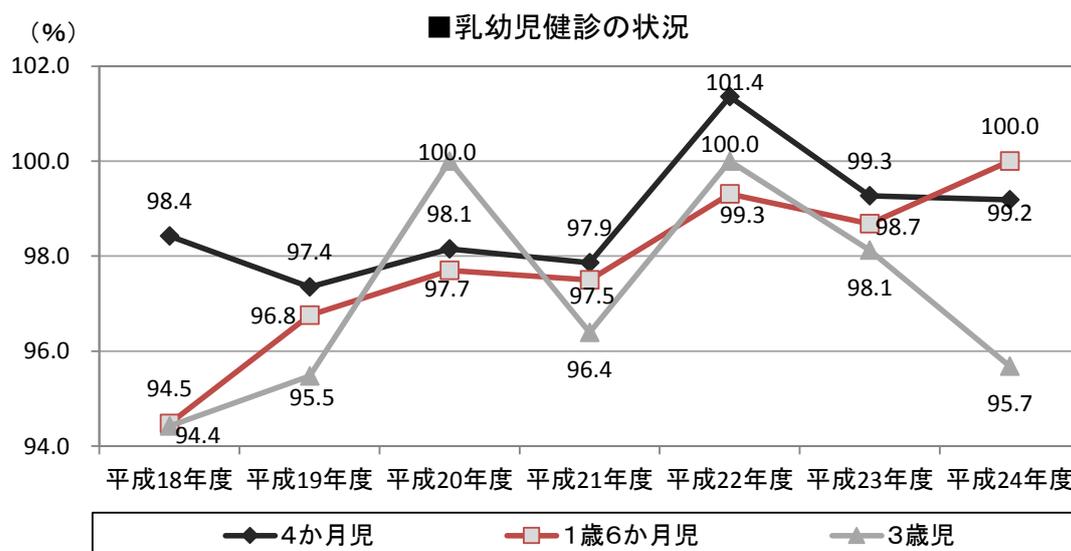
(5) 子育て支援センター等の利用状況

子育てふれあいセンターの利用者数が増加している一方で、児童館の利用者数は減少傾向にあります。



(6) 乳幼児健診の状況

乳幼児健診の受診率については、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診ともに、毎年94%を超える高い受診率*を維持しています。



(7) 訪問指導の実施

保健師による訪問指導に関しては、平成 24 年度では全体で 411 件となっています。訪問指導の内訳をみると、各年それぞれ指導数が減少しているなかで、発達障がい事例に関しては平成 22 年度以降、増加がみられます。新生児については、ほぼ全数に訪問指導を行っています。

■ 訪問指導の実施状況

(人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
全体	429	403	415	411
妊婦	7	3	0	1
産婦	176	169	178	170
未熟児	2	3	1	1
新生児	115	129	115	114
乳児	77	66	68	62
幼児	45	31	52	59
その他の母子	7	2	1	4
(再掲)				
発達障がい事例	6	5	11	13

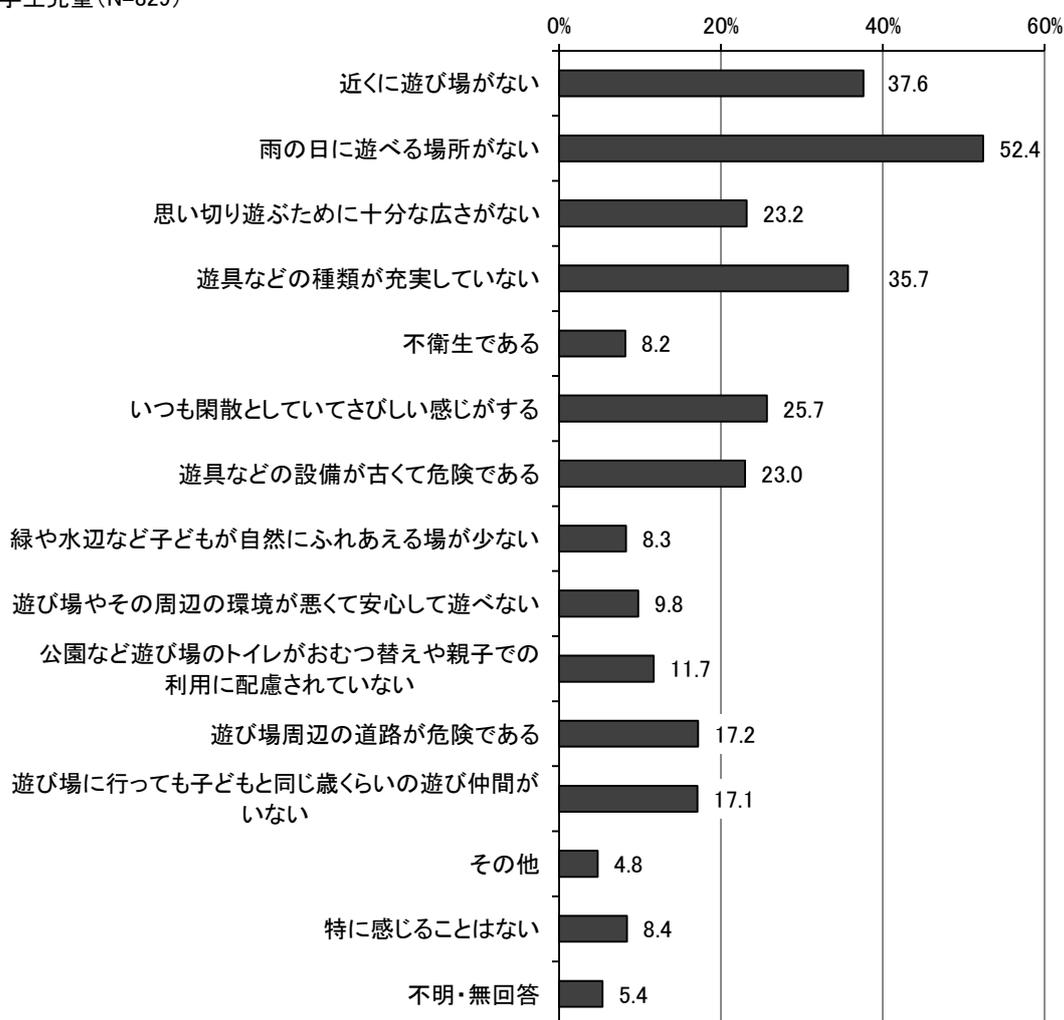
資料: 多可町健康福祉課

2-4 ニーズ調査にみる現状

(1) 居住地の子どもの遊び場について感じること

小学生の保護者が、居住地の子どもの遊び場について感じることにしてみると、「雨の日に遊べる場所がない」と回答した方が最も多く、52.4%となっています。「緑や水辺など子どもが自然にふれあえる場が少ない」「遊び場やその周辺の環境が悪くて安心して遊べない」「不衛生である」と感じている方は少なく、自然や恵まれた環境については比較的満足度が高いと考えられます。

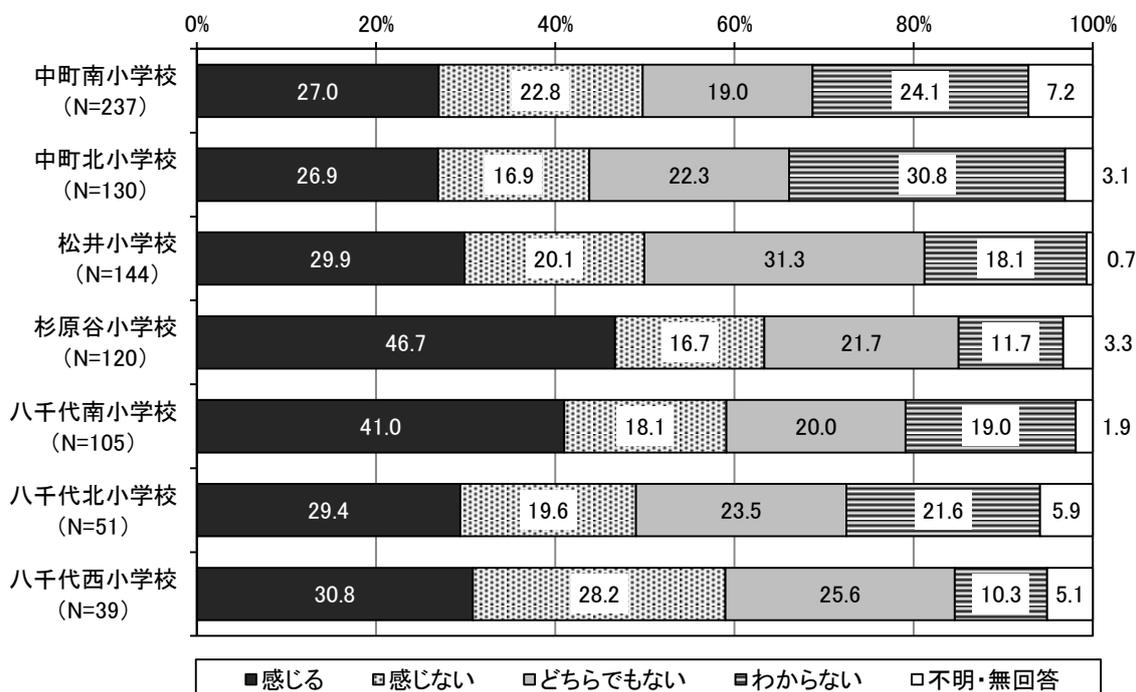
小学生児童(N=829)



（２）居住地域で子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じるか

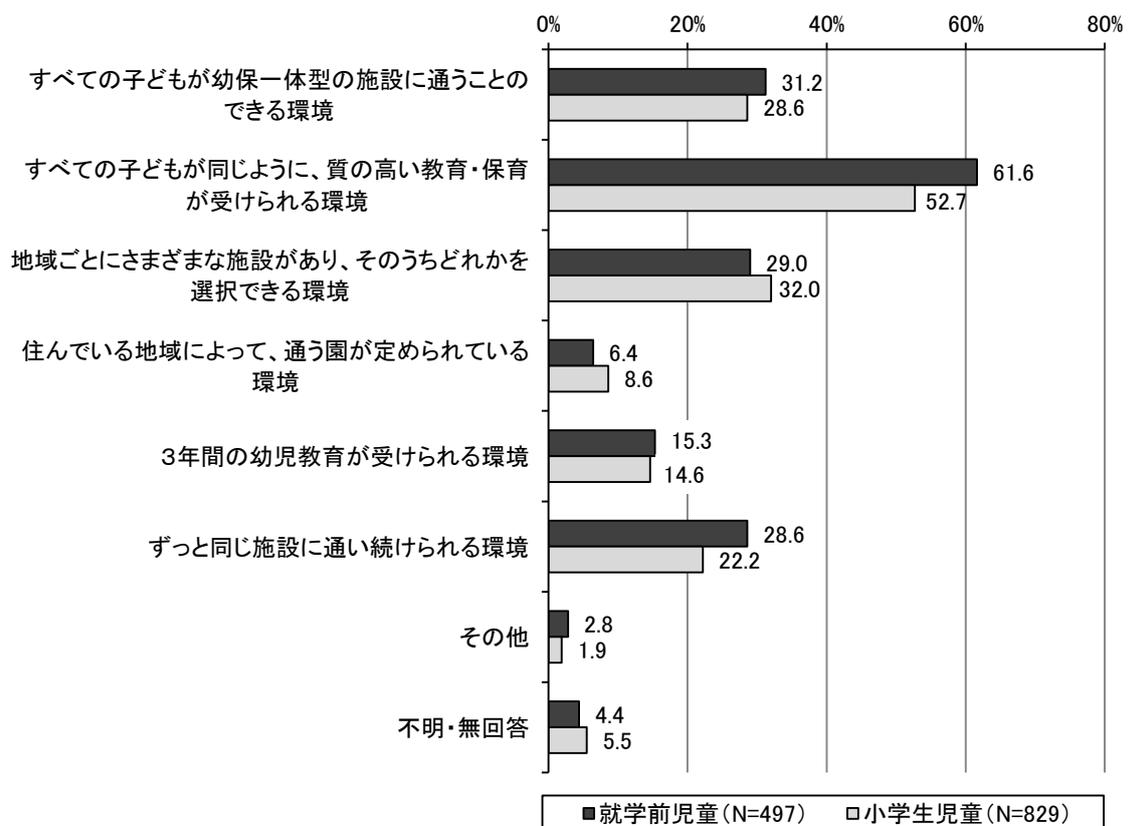
就学前児童の保護者の居住地区で子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じるかについて小学校区別にみると、[杉原谷小学校]で「感じる」と回答した方が多くなっています。登下校時等の安全を確保するための取り組みを進めていくことが重要です。

小学生の保護者（小学校区別）



(3) 長期的にみて、多可町ではどのような教育・保育環境を整備していくべきか

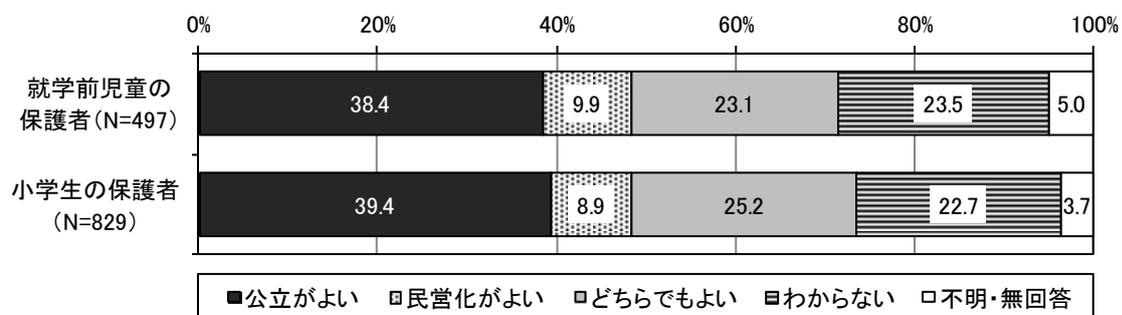
長期的な多可町の教育・保育環境の整備についてみると、「すべての子どもが同じように、質の高い教育・保育が受けられる環境」と回答した方が就学前児童の保護者で61.6%、小学生の保護者で52.7%と最も多くなっています。次いで、就学前児童の保護者では「すべての子どもが幼保一体型の施設に通うことのできる環境」が31.2%、小学生の保護者では「地域ごとにさまざまな施設があり、そのうちどれかを選択できる環境」が32.0%となっています。



(4) キッズランド（かみ、やちよ）の民営化についてどう考えるか

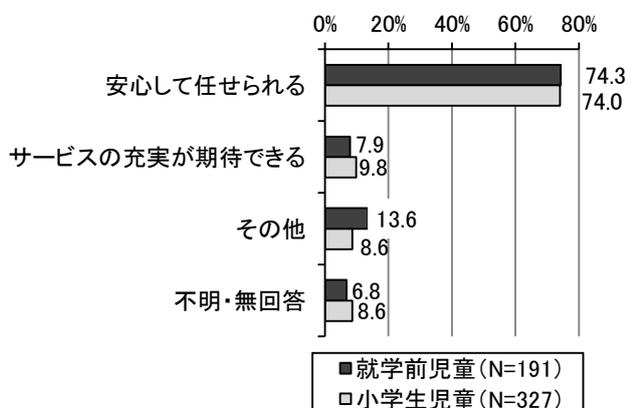
キッズランド（かみ、やちよ）の民営化をどう考えるかについてみると、「公立がよい」と回答した方が就学前児童の保護者で 38.4%、小学生の保護者で 39.4%と最も多くなっています。次いで、就学前児童の保護者では「わからない」が 23.5%、小学生の保護者では「どちらでもよい」が 25.2%となっています。

「公立がよい」または「民営化がよい」を選んだ理由についてみると、「公立がよい」では「安心して任せられる」と回答した方が就学前児童の保護者で 74.3%、小学生の保護者で 74.0%と最も多くなっています。一方、「民営化がよい」では、「サービスの充実が期待できる」と回答した方が就学前児童の保護者で 69.4%、小学生の保護者で 66.2%と最も多くなっています。

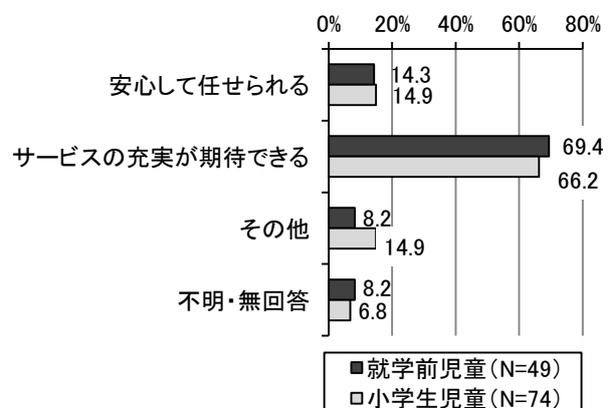


◎ 「公立がよい」または「民営化がよい」を選んだ理由

【公立がよい】



【民営化がよい】

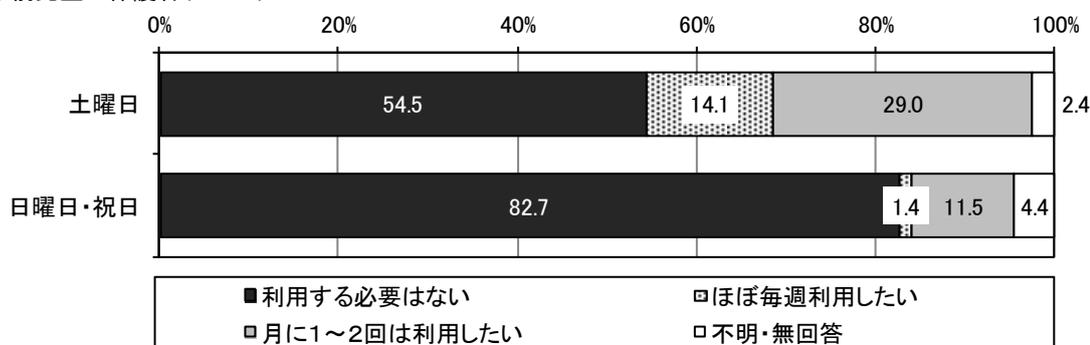


(5) 土曜日と日曜日・祝日の、定期的な教育・保育事業の利用希望

就学前児童の保護者の、土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、土曜日、日曜日・祝日ともに「利用する必要はない」と回答した方がそれぞれ54.5%、82.7%と最も多く、特に日曜日・祝日では8割以上と、大部分を占めています。

また、希望する利用時間帯については、開始時間では土曜日、日曜日・祝日ともに「8時」が最も多くなっています。終了時間では、土曜日で「17時」、日曜日・祝日で「18時」が、それぞれ最も多くなっています。

就学前児童の保護者(N=497)



* 事業の利用には一定の利用者負担が発生する

◎希望する利用時間帯

「ほぼ毎週利用したい」「月に1~2回は利用したい」を選んだ方

【就学前児童の保護者】 開始時間	土曜日 (N=214)		日曜日・祝日 (N=64)	
	件数	%	件数	%
6時前	1	0.5	1	1.6
7時	10	4.7	6	9.4
8時	111	51.9	38	59.4
9時	74	34.6	13	20.3
10時	2	0.9	1	1.6
11時	0	0.0	0	0.0
12時	0	0.0	0	0.0
13時	0	0.0	1	1.6
不明・無回答	16	7.5	4	6.3

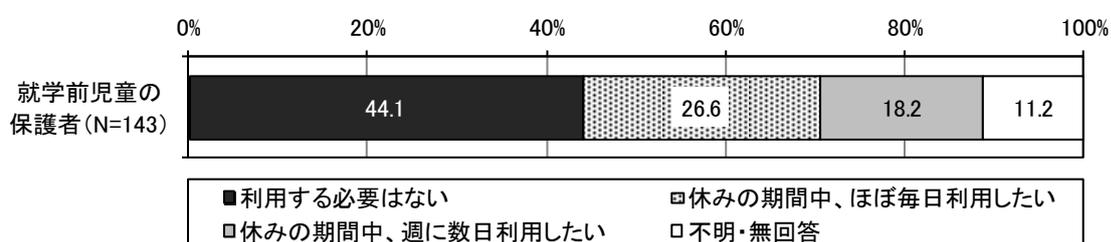
【就学前児童の保護者】 終了時間	土曜日 (N=214)		日曜日・祝日 (N=64)	
	件数	%	件数	%
12時	12	5.6	0	0.0
13時	9	4.2	0	0.0
14時	2	0.9	0	0.0
15時	12	5.6	4	6.3
16時	35	16.4	9	14.1
17時	71	33.2	22	34.4
18時	50	23.4	23	35.9
19時	4	1.9	1	1.6
20時以降	2	0.9	1	1.6
不明・無回答	17	7.9	4	6.3

(6) 幼稚園の長期休暇期間中の教育・保育サービスの利用希望の有無

「中町幼稚園」「加美幼稚園」「八千代幼稚園」を利用されている方

中町幼稚園、加美幼稚園、八千代幼稚園を利用されている就学前児童の保護者の、長期休暇期間中の教育・保育サービスの利用希望についてみると、「利用する必要はない」と回答した方が44.1%と最も多く、次いで「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が26.6%となっています。

また、希望する利用時間帯については、開始時間では「8時」、終了時間では「17時」が、それぞれ最も多くなっています。



*事業の利用には一定の利用者負担が発生する

◎希望する利用時間帯

「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」「休みの期間中、週に数日利用したい」を選んだ方

開始時間	就学前児童の保護者 (N=64)	
	件数	%
6時	0	0.0
7時	1	1.6
8時	30	46.9
9時	24	37.5
10時	0	0.0
11時	0	0.0
12時	0	0.0
不明・無回答	9	14.1

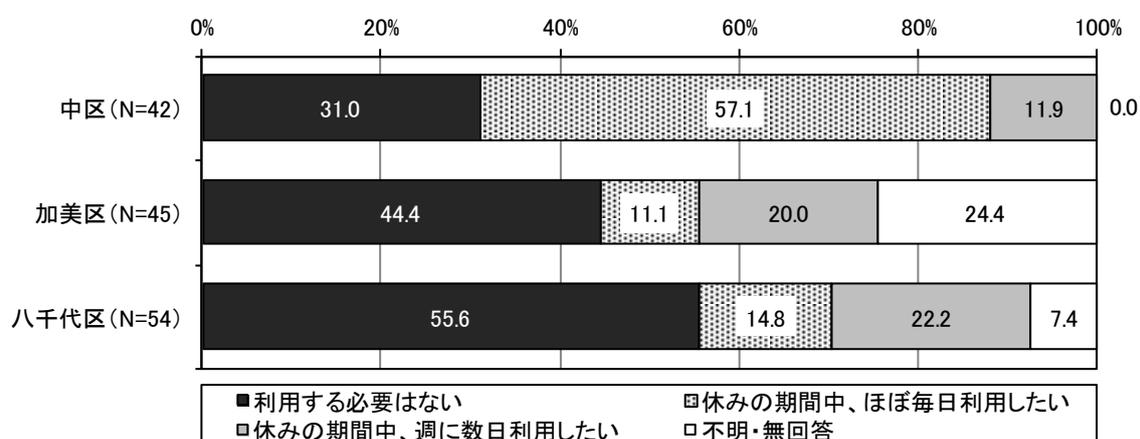
終了時間	就学前児童の保護者 (N=64)	
	件数	%
13時	6	9.4
14時	3	4.7
15時	4	6.3
16時	12	18.8
17時	15	23.4
18時	13	20.3
19時	2	3.1
不明・無回答	9	14.1

◎地区別にみる幼稚園の長期休暇期間中の教育・保育サービスの利用希望の有無

中町幼稚園、加美幼稚園、八千代幼稚園を利用されている就学前児童の保護者の、長期休暇期間中の教育・保育サービスの利用希望について地区別にみると、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」と回答した方が[中区]で5割台後半であるのに対し、[加美区]、[八千代区]では1割台となっています。一方、[八千代区]では「利用する必要はない」の割合が5割を超えています。

中区では、5歳児は保護者の就労状況に関係なく中町幼稚園を利用しているため、このような結果となると考えられます。

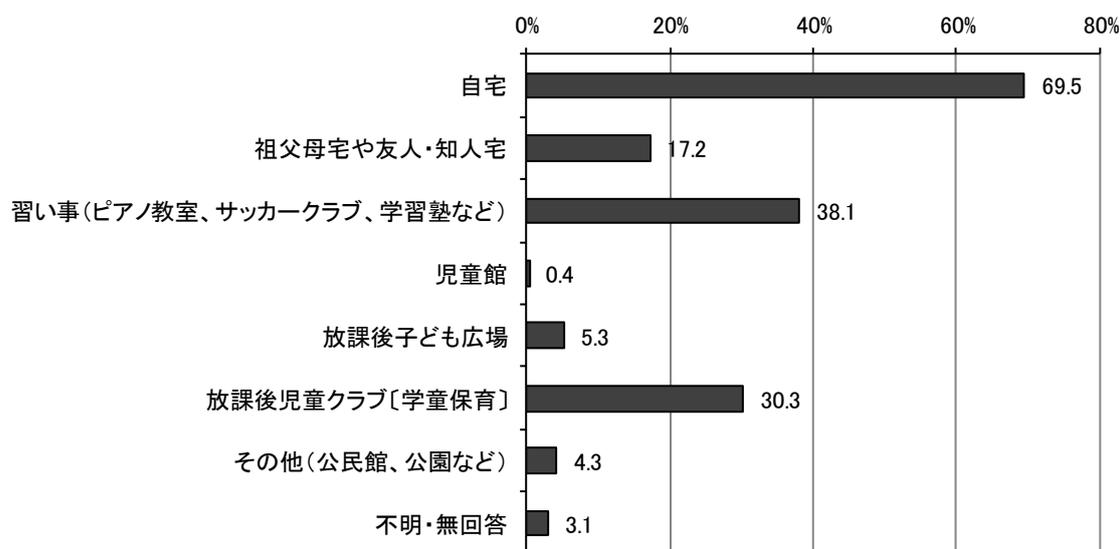
就学前児童の保護者（地区別）



(7) 小学校での放課後の過ごし方・過ごさせ方の希望

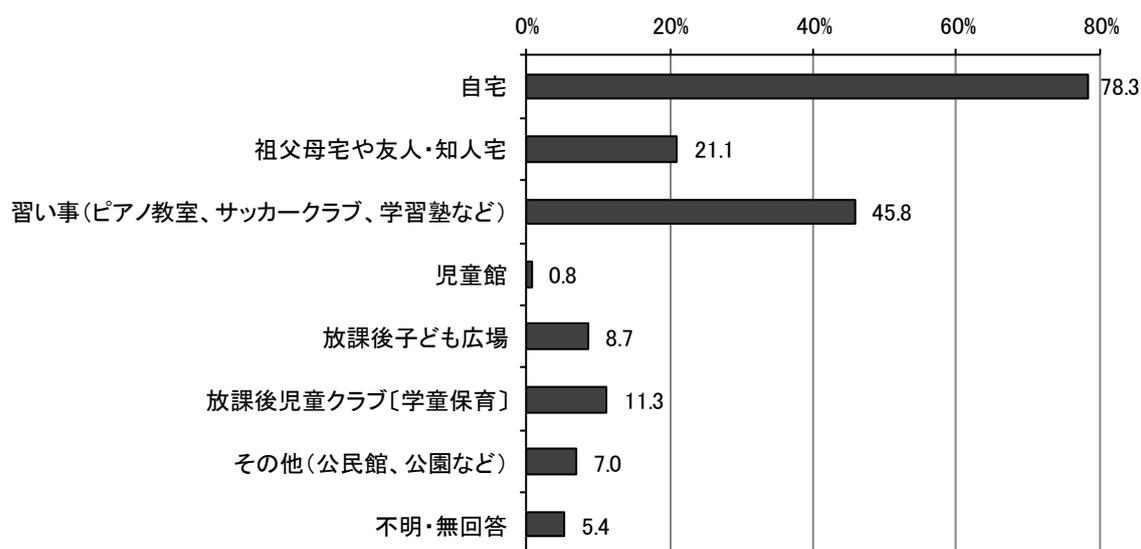
小学校低学年での放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方についてみると、「自宅」と回答した方が69.5%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が38.1%となっています。

小学生の保護者(N=829)



小学校高学年になってから放課後（平日の小学校終了後）に過ごさせたい場所についてみると、「自宅」と回答した方が78.3%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が45.8%となっています。

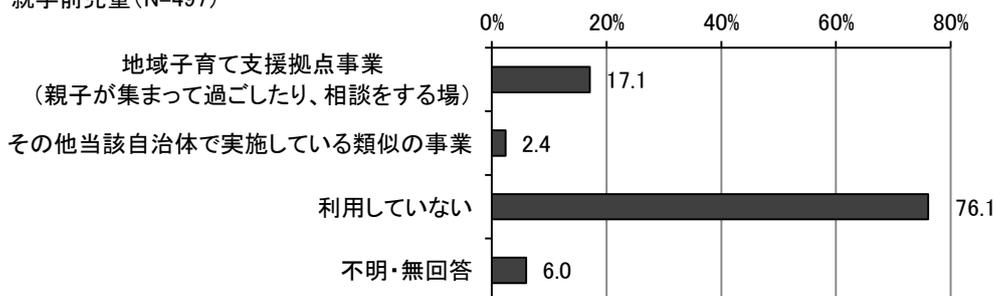
小学生の保護者(N=829)



(8) 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用状況についてみると、利用している事業として「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」と回答した方が17.1%、「その他当該自治体で実施している類似の事業」が2.4%となっています。一方、「利用していない」は76.1%となっています。

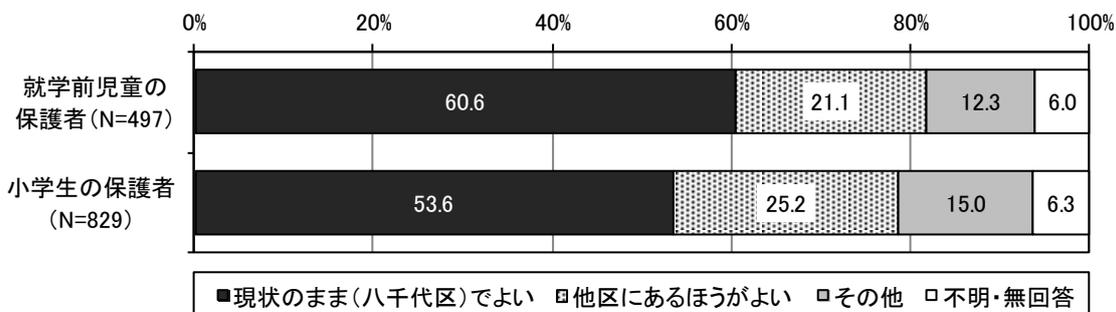
就学前児童(N=497)



◎現在、八千代区にある子育てふれあいセンターが、どの区にあるのが望ましいと思うか

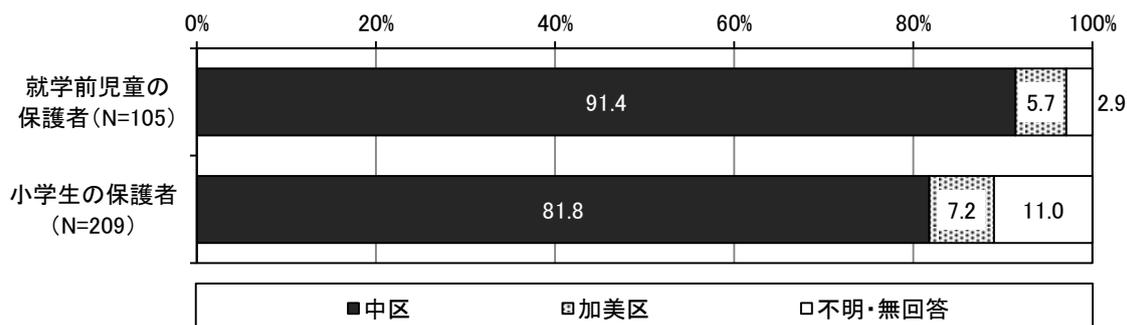
子育てふれあいセンターがどの区にあるのが望ましいと思うかについてみると、「現状のまま（八千代区）でよい」と回答した方が就学前児童の保護者で60.6%、小学生の保護者で53.6%と最も多くなっています。

子育てふれあいセンターが「他区にあるほうがよい」を選んだ方では、「中区」と回答した方が就学前児童の保護者で91.4%、小学生の保護者で81.8%と最も多く、大部分を占めています。



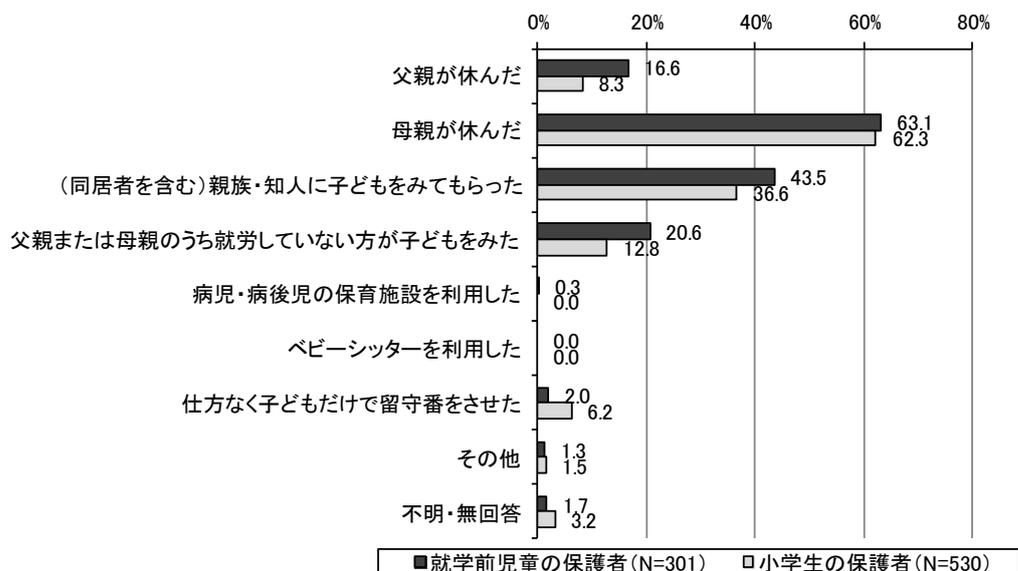
◎「他区であればどの地区にあるのがよいか

「他区にあるほうがよい」を選んだ方



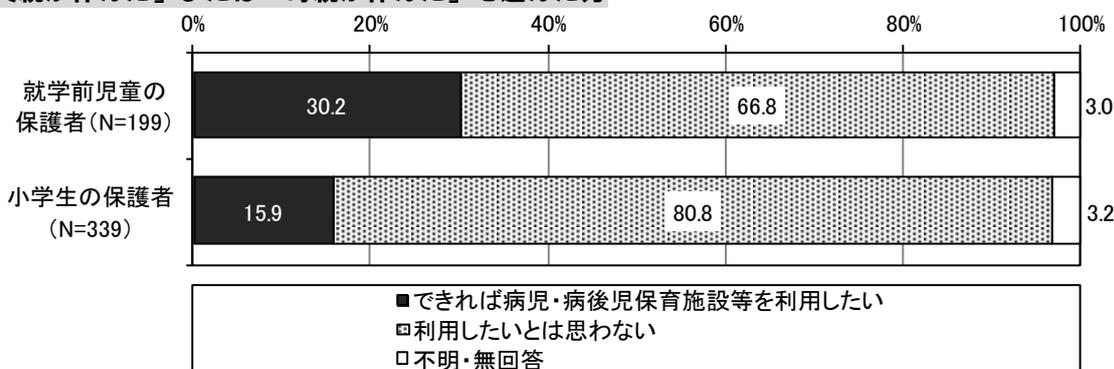
（９）子どもが病気やケガをしたときの対応について

子どもが病気やケガで教育・保育事業が利用できなかったり、学校へ行けなかった場合の対処方法としては「母親が休んだ」と回答した方が就学前児童の保護者で63.1%、小学生の保護者で62.3%と最も多くなっています。病児・病後児の保育施設をを求める声もありますが、保護者が自らみたい、という回答が多くなっています。



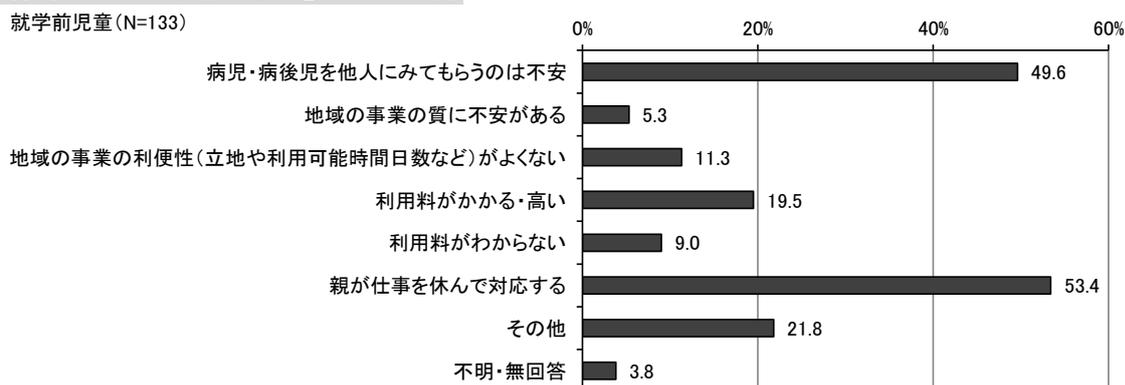
◎できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思ったか

「父親が休んだ」または「母親が休んだ」を選んだ方



◎病児・病後児保育施設等を利用したいと思わない理由

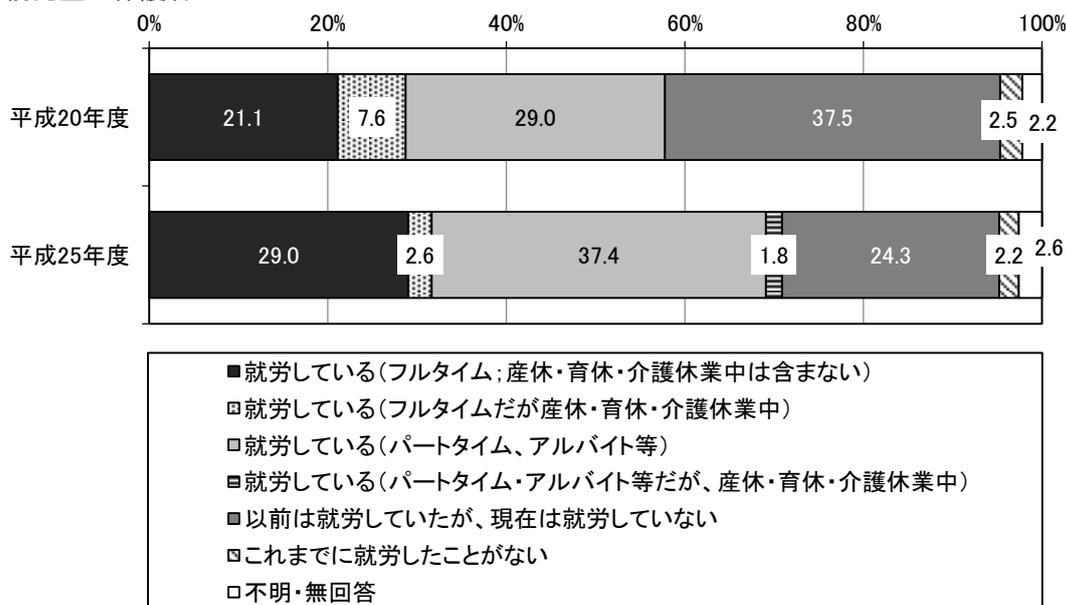
「利用したいとは思わない」を選んだ方



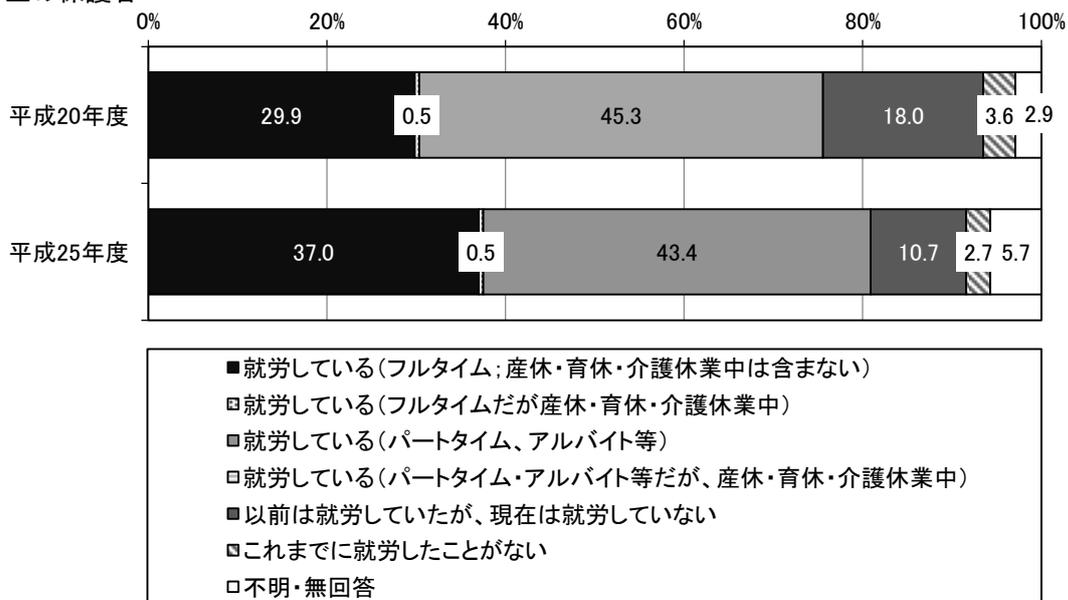
(10) 母親の就労状況（平成 20 年度調査との比較）

母親の就労状況についてみると、「就労している」と回答した方が、平成 20 年度と比較して、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに増加していることがわかります。女性の子育てと仕事との両立が進んでいること、そしてそれに伴い“保育を必要とする子ども”が増加していることがうかがえます。

就学前児童の保護者



小学生の保護者



※回答項目のうち、「就労している(パートタイム・アルバイト等だが、産休・育休・介護休業中)」は、平成 20 年度調査では回答項目として挙げられていなかった。

3. 基本理念

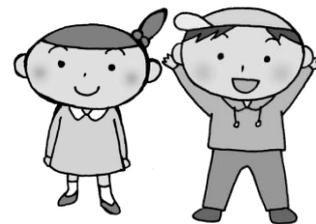
3-1 基本理念

明日の多可町を担うこころ豊かな人づくり

まちづくりの基礎は、人づくりにあります。これからの時代を担う子どもたちに、確かな学力、人を思いやる豊かな心、健やかな体など、知育・徳育・体育のバランスがとれた「生きる力」を培う教育を、より一層充実させていきます。

また、豊かな自然、温かい人情、良き伝統と文化をもった「ふるさと多可町」を愛し、誇りに思う気持ちを育てていきます。そして「多可町で学んで良かった」「多可町に住んで良かった」と実感する子どもの育成を目指して取り組んでいきます。

目指す子ども像：

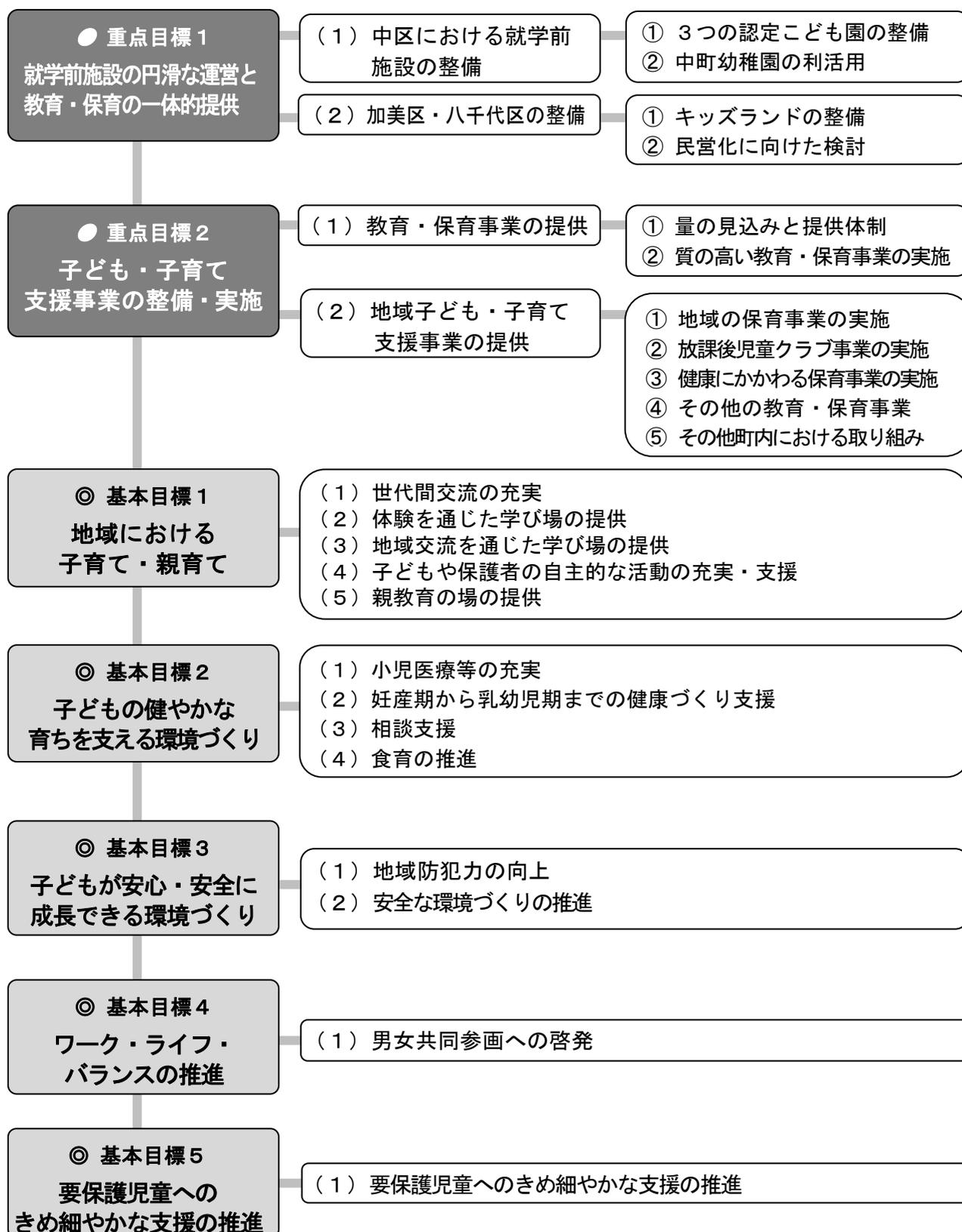


豊かな心を持ち、 多可町の自然にふれ、ひとり、 主体的に遊ぶ子ども

- 幼児期は、情緒的な発達や知的な発達、社会性を涵養するなど、人間としてよりよく生きるための基礎を培う大切な時期です。家庭や地域と認定こども園、幼稚園、保育所等がより一層連携を密にして教育・保育を進めていきます。
- 本町の豊かな自然を活かした「自然体験研修事業」を継続し、自然にふれ、ひとり、そのなかで主体的に遊ぶ子どもを育成していきます。
- 集団生活を通して、友だちを思いやる心や友だちと協力すること、話を集中して聞けること、自分の思いが言葉で表現できることなどの社会性が身につくよう取り組みます。
- 家庭と協力し、「あいさつ」「早寝、早起き、朝ごはん」などの基本的な生活習慣が身につくよう取り組みます。

3-2 施策体系

2つの重点目標と5つの基本目標ごとに基本施策と施策の展開を整理します。



4. 施策の展開

●重点目標 1 就学前施設の円滑な運営と教育・保育の一体的提供

現状と課題

平成 27 年度から国の子ども・子育て支援新制度がスタートすると同時に、本町では就学前教育・保育の提供体制が変わります。

これまで中区には、主に 0～4 歳児が通う保育所が 3 園と、保護者の就労状況に関係なく多くの 5 歳児が通う幼稚園が 1 園ありました。公立の中町幼稚園は、各保育所等で過ごしてきた子どもたちが集まり、小学校へスムーズに移行するためにも大切な場として認識されてきましたが、中区内に 3 つの幼保連携型認定こども園ができること、新制度では幼稚園の預かり保育の継続が特例を除いて実施できなくなること、町内の子どもの人口が将来的に減少をしていくことなどをふまえ、中町幼稚園は閉園することになりました。5 歳児は主に、平成 27 年度から認定こども園化する 3 つの保育所に分かれて通うこととなります。

平成 22 年 5 月から平成 23 年 8 月にかけて設置された「多可町就学前教育・保育検討委員会」においても、中区の就学前施設の集約化兼幼保一体化が求められてきました。保育所の認定こども園化によって、より多くの子どもたちが教育・保育を受けられる体制が整えられていきますが、住民にとって思い入れのある中町幼稚園の教育精神を引き継いでいくことも大切です。

加美区と八千代区には幼保一体化施設である「キッズランドかみ」と「キッズランドやちよ」があり、0～5 歳児の保育園部と、3～5 歳児の幼稚園部で教育・保育を行っています。中区に認定こども園が整備されることにより、3 区すべてで教育・保育の一体的な提供体制が整うこととなります。

今後は、3 区が公平性を保ちながら、町内のすべての子どもたちができるだけ平等に教育・保育を受けられる体制を整えていくこと、国や県の動向や町の情勢をふまえて柔軟に調整を進めることが重要です。

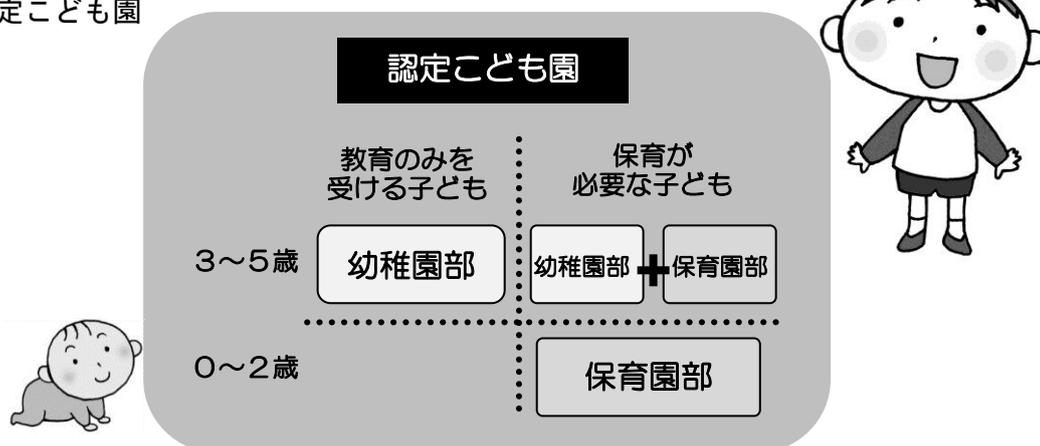
取り組みと方向性

(1) 中区における就学前施設の整備

①3つの認定こども園の整備

これまで中区においては、小学校就学前の施設として、主に幼稚園と保育所が利用されてきましたが、国の子ども・子育て支援新制度では、幼稚園と保育所の両方の良さを併せもつ施設（認定こども園）を普及し、身近な教育・保育の場を確保していくことが定められています。

■認定こども園



教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特徴を併せもち、地域の子育て支援も行う施設です（平成18年に導入）。
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をやすくし、さらに普及を図っていきます。

本町においては、中区内の私立保育所3園がそれぞれ認定こども園（幼保連携型）を整備します。認定こども園では、従来の保育園部に加えて3~5歳児の幼稚園部を開設します。幼児教育の質を確保し、保護者の期待に応えるためにも、これまで中町幼稚園で培われてきた教育を受け継ぎ、職員研修等の充実に努めます。今後も教育委員会をはじめ、町内の小学校、両キッズランドとの連携を図ります。

②中町幼稚園の利活用

中町幼稚園閉園後の施設は、別の形での活用を目指します。具体的な検討は公共施設検討委員会で行いますが、町内の5歳児交流会の拠点、児童館、子育てふれあいセンター、児童と高齢者との交流の場など、恵まれた場所と環境を利活用できる方法を検討します。

(2) 加美区・八千代区の整備

①キッズランドの整備

「キッズランドかみ」と「キッズランドやちよ」は幼保一体化施設であり、認定こども園として運営できるような設備を備えた施設となっています。今後、国や県の動向をふまえて、認定こども園の承認手続きを進めるかどうかの検討をしていきます。

②民営化に向けた検討

多様化する各種保育サービスの維持・向上、在宅子育て家庭への支援拡充を推進するためには、官民の役割分担を明確にしつつ、町立である「キッズランドかみ」と「キッズランドやちよ」の民営化が求められています。行政の効率化を進めていくにあたって、民間活力の導入等による定員適正化計画の見直しを行うことが「第2次多可町集中改革プラン」においても定められています。本町では、両キッズランドの民営化について、交付税算定が一本化される平成33年4月を視野に入れて検討を進めていきます。加美区と八千代区の保護者のなかには民営化について反対の意見をもつ方もいることをふまえ、十分な説明と話し合いのもとで進めていく必要があります。

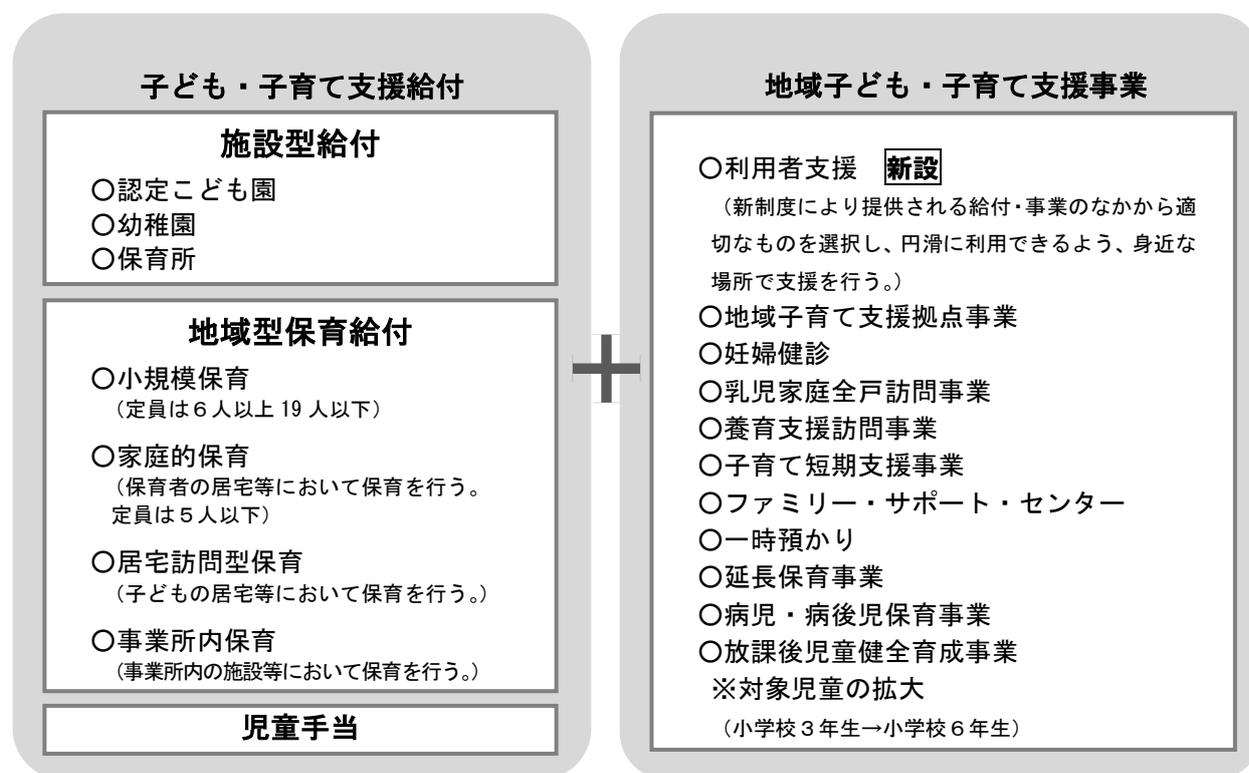
●重点目標 2 子ども・子育て支援事業の整備・実施

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育事業」「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、その区域ごとに、平成27年度から平成31年度まで、5年間の利用ニーズ（＝「量の見込み」）、町として提供する「確保の内容」、またその「実施時期」を定めることとされています。区域の設定にあたっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などの条件を総合的に勘案するとともに、地域の実状に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる区域を定めることとなっています。

本町においては、町内のニーズを柔軟に把握、吸収し、さらに提供体制が整えられるよう、区域を町で1圏域（全町）とします。

1圏域のもとで「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」は、以下の「子ども・子育て支援給付」の対象となっている教育・保育事業、「地域子ども・子育て支援事業」の対象となっている11の事業に関して定めます。

■子育て支援の「給付」と事業の全体像



(1) 教育・保育事業の提供

現状と課題

本町の教育・保育事業は、中区では3つの認定こども園、加美区ではキッズランドかみ（加美幼稚園、加美保育園）、八千代区ではキッズランドやちよ（八千代幼稚園、八千代保育園）で担うこととなります。八千代区では、社会福祉法人楽久園会にて事業所内保育（ちびっこランドらくえん）も実施しています。

アンケート調査では、「長期的にみて、多可町で整備していくべき環境」として、「すべての子どもが同じように、質の高い教育・保育が受けられる環境」と回答した方が多くなっています。各区に幼保一体化施設ができ、0～5歳、または3～5歳が小学校にあがるまで、同じ園で過ごすことができるようになるため、それぞれの子どもたちが通いたい園に通うことができるよう、定員を確保していくとともに、各園の教育・保育の質的向上を町全体で図っていく必要があります。

取り組みと方向性

①量の見込みと提供体制

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3-5歳、教育のみの利用	認定こども園、幼稚園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	認定こども園、保育所
3号	0-2歳、保育の必要性あり	認定こども園、保育所、地域型保育事業

■教育・保育:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

多可町	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要性 あり)	3号 (0-2歳 保育の必要性 あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要性 あり)	3号 (0-2歳 保育の必要性 あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要性 あり)	3号 (0-2歳 保育の必要性 あり)	
①量の見込み	70人	369人	163人	66人	348人	165人	61人	322人	159人	
②確保 の内容	認定こども園 幼稚園 保育所	70人	369人	154人	66人	348人	156人	61人	322人	150人
	地域型保育			9人			9人			9人
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

多可町	平成 30 年度			平成 31 年度			
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要性 あり)	3号 (0-2歳 保育の必要性 あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必要性 あり)	3号 (0-2歳 保育の必要性 あり)	
①量の見込み	61人	322人	155人	61人	322人	149人	
②確保 の内容	認定こども園 幼稚園 保育所	61人	322人	146人	61人	322人	140人
	地域型保育			9人			9人
②-①	0	0	0	0	0	0	

②質の高い教育・保育事業の実施

加えて、就学前施設では、次のことに配慮し、年齢に応じて必要な教育・保育を実施します。

整備項目	配慮すべき具体的な内容
内容	乳幼児が長時間でも安全に安心して生活できる場であり、乳幼児のそれぞれの発達段階に則した生活が最優先で保障されること。
	町の多様な人や地域、さらには豊かな自然との関わりが体験できる場であること。
	0～5歳児までが一貫した教育・保育の内容で生活が展開されること。
	認定こども園、幼稚園、保育所、小学校がそれぞれ連携することで、就学時にスムーズな接続ができるようにすること。
環境	身体を十分に動かして、のびのびと遊ぶ楽しさが味わえるよう、施設・設備・遊具等が十分かつ安全であること。
	遊びの楽しさが十分に味わえるような教育・保育環境が整えられていること。
	小動物とのふれあいのもとで異年齢の交流や地域の人との交流ができる環境が整えられていること。
	保育士等との温かい信頼関係のもとで異年齢の交流や地域の人との交流ができる環境が整えられていること。
	特別に支援が必要な子どもについて、個々に応じた配慮がされていること。
体制	乳幼児が長時間生活する場であることを見通し、教育・保育の担当者同士の共通理解を重視した運営体制がとられていること。
	保育士等が乳幼児の理解を深め、教育・保育の充実を図るために研修が保障されていること。

また、子どもと深くかかわる幼稚園教諭、保育士などの職員の配置を適切に行うことで、子どもの安心・安全、健全な育成へとつながります。町で定めた基準のもとで子どもたちの教育・保育が行われるよう努めます。

整備内容	具体的な取り組み及び内容
幼稚園	4・5歳児は概ね30人に1人、3歳児は概ね20人に1人の幼稚園教諭を配置する。
保育所	4・5歳児は概ね30人、3歳児は概ね20人、1・2歳児は概ね6人、0歳児は概ね3人に1人の保育士を配置する。
幼保連携型認定こども園	4・5歳児は概ね30人、3歳児は概ね20人、1・2歳児は概ね6人、0歳児は概ね3人に1人の保育教諭を配置し、年齢別のクラス配置を原則とする。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供

現状と課題

本町では、国の示す 11 事業のうち、現在 9 事業（地域子育て支援拠点事業、妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、延長保育事業、病後児保育事業、放課後児童健全育成事業）を実施しています。町内の子どもと保護者の多様化するニーズを受け入れるため、実施に向けた検討を進めています。

取り組みと方向性

次ページからは、平成 25 年度に実施されたアンケート調査結果をもとに算出した各事業の「量の見込み」と「確保の内容」及び「実施時期」、「実施方針」を示しています。

①地域の保育事業の実施

■延長保育事業:

多可町	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	204 人	198 人	187 人	185 人	182 人
②確保の内容	204 人 (5 か所)	198 人 (5 か所)	187 人 (5 か所)	185 人 (5 か所)	182 人 (5 か所)
②-①	0	0	0	0	0

◇実施方針

- 7時半から 19 時までの保育時間とし、すべての認定こども園と保育所で実施します。

■子育て短期支援事業:

多可町	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人日				
②確保の内容	0 人日 (6 か所)				
②-①	0	0	0	0	0

◇実施方針

- 児童の養育が一時的に困難、または虐待等により緊急的、一時的に保護を必要とする場合等に、一定期間、養育または保護をします。
- 近年は実績がなく、ニーズもありませんでしたが、今後も利用希望があれば対応ができるよう、確保を続けます。
- 指定施設は、加古川市に2か所、高砂市、明石市、朝来市、丹波市にそれぞれ1か所ずつあり、計6か所あります。

■地域子育て支援拠点事業:

多可町	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	7,654 人日	7,541 人日	7,450 人日	7,231 人日	7,210 人日
②確保の内容	7,654 人日 (1 か所)	7,541 人日 (1 か所)	7,450 人日 (1 か所)	7,231 人日 (1 か所)	7,210 人日 (1 か所)
②-①	0	0	0	0	0

◇実施方針

- 子育てふれあいセンターを中心に、地域の子育てを支援します。

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業:

多可町	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	35 人日	35 人日	33 人日	33 人日	33 人日
②確保の内容	35 人日 (5 か所)	35 人日 (5 か所)	33 人日 (5 か所)	33 人日 (5 か所)	33 人日 (5 か所)
②-①	0	0	0	0	0

■一時預かり事業:

◎幼稚園在園児以外、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

多可町	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	154 人日	154 人日	150 人日	148 人日	148 人日
②確保の内容	154 人日 (5 か所)	154 人日 (5 か所)	150 人日 (5 か所)	148 人日 (5 か所)	148 人日 (5 か所)
②-①	0	0	0	0	0

◇実施方針

- すべての認定こども園と保育所で未就園児の一時預かりを実施します。
- 緊急の場合や里帰り出産等を考慮して、本町に住所がない利用者の受け入れをすべての保育所で実施します。

■病児・病後児保育事業:

多可町	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	12 人日				
②確保の内容	12 人日 (1 か所)				
②-①	0	0	0	0	0

◇実施方針

- 平成 26 年度現在、みどり保育所で実施している病後児保育を、認定こども園移行後も継続して実施します。
- 病児保育は現在行われていませんが、今後は町内医療機関への委託、協力を要請するなどの方法を検討します。

■利用者支援事業:

多可町	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	6 か所				
②確保の内容	6 か所				

◇実施方針

- 平成 27 年度からスタートする利用者支援事業は、教育委員会と、5つの施設で行います。中区では3つの認定こども園、加美区と八千代区ではそれぞれキッズランドが実施します。また、町内の事業の利用について相談を受けられる体制をつくります。

②放課後児童クラブ事業の実施

■学童保育:

◎小学校低学年

多可町	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	248 人	239 人	238 人	230 人	217 人
②確保の内容	248 人 (5 か所)	239 人 (5 か所)	238 人 (5 か所)	230 人 (5 か所)	217 人 (5 か所)
②-①	0	0	0	0	0

◎小学校高学年

多可町	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	50 人	48 人	48 人	46 人	43 人
②確保の内容	12 人 (5 か所)	21 人 (5 か所)	22 人 (5 か所)	30 人 (5 か所)	43 人 (5 か所)
②-①	38 人	27 人	26 人	16 人	0 人

◇実施方針

- 小学校低学年の学童保育利用ニーズは、今まで通り5か所で実施をしていきます。高学年に関しては、施設の面積、支援員確保などの理由から、すぐに全数確保は難しいため、各年とも可能な限り受け入れていく方向で、徐々に確保数を増やしていきます。

多可町「放課後子ども総合プラン」

～放課後児童クラブ事業（学童保育）及び放課後子ども教室の整備方針等～

共働き家庭において、子どもが保育園等から小学校に進学する際、預けられる時間が短くなることによって直面する社会的な問題を、「小1の壁」といいます。この「小1の壁」の解消を図るとともに、すべての児童が放課後等の時間を安心・安全に過ごすことができ、かつ多様な体験・活動を行うことができる環境の整備が求められるようになっていきます。平成26年7月には、文部科学省と厚生労働省が協力し、放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めるための「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

本町においても、すべての児童の安心・安全な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に整備することが求められています。

本町では以上のことをふまえ、次の通り整備方針を定めました。

市町村が取り組むべき項目	多可町の方針
放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量	現在、町内5か所で実施しており、平成31年度では計260名を見込んでいます。
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量	町内7か所（H28年度からは小学校統廃合の関係から5か所）すべての施設での一体的な実施を目指します。
放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画	町内7か所（H28年度以降は5か所）での実施を目指します。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策	放課後児童クラブの充実を図り、安心・安全な放課後等の居場所の確保に努めます。また、放課後児童クラブ参加児童が放課後子ども教室にも参加できる体制づくりを行います。小学校の空き教室の活用については、児童や地域住民に対し、学校教育に支障のない範囲で、学校施設（主に運動場や体育館）の開放を進めることで対応します。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	小学校の空き教室の活用については、児童や地域住民に対し、学校教育に支障のない範囲で、学校施設（主に運動場や体育館）の開放を進めることで対応します。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	放課後児童クラブ、放課後子ども教室ともに教育委員会が管轄しているため、担当者間で積極的な情報交換・共有を行います。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み	現在利用している保護者等と協議し、検討を行います。
地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室実施に関する検討の場（運営協議会等）について	子ども・子育て会議等を通じ検討を行います。

※ 放課後子ども教室の詳細は、別紙にて定める。

③健康にかかわる保育事業の実施

■乳児家庭全戸訪問事業:

多可町	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	122 人	119 人	115 人	112 人	108 人
②確保の内容	122 人	119 人	115 人	112 人	108 人

◇実施方針

- 生後4か月になるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問し、不安や悩み相談及び子育ての情報提供を行い、適切なサービスの提供に結びつけます。

■養育支援訪問事業:

多可町	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	25 人	25 人	24 人	24 人	23 人
②確保の内容	25 人	25 人	24 人	24 人	23 人

◇実施方針

- 児童の養育について支援が必要な家庭に、過重な負担がかかる前の段階で、保健師、ヘルパーの訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。

■妊婦健診: ※医療機関が実施

多可町	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	202 人	197 人	190 人	185 人	178 人
②確保の内容	202 人	197 人	190 人	185 人	178 人

◇実施方針

- 妊婦健康診査費助成を行い、母子の健康管理の充実を図ります。

④その他の教育・保育事業

施策名	主な事業及び内容
乳児保育	原則8か月児から受け入れることとし、今後、ファミリー・サポート・センターの設立などを視野に入れた検討を行う。
休日保育	保育所では休日保育を実施しないが、今後、ファミリー・サポート・センターの設立などを視野に入れた検討を行う。
夜間保育	当面は実施せず、今後の課題として検討を行う。
通園バス	平等な登園機会の提供の観点から、全地域で通園バスを利用できるよう現行のバスの運行を維持する。土曜日の運行については、利用者が少ないため、廃止または減便を検討する。運転ルートに関しても、今後の施設の配置状況や保護者のニーズに合わせて適宜見直しを行う。
給食サービス	自園方式を基本とする。

⑤その他町内における取り組み

施策名	主な事業及び内容
森のようちえん	園舎をもたず、自然環境のなかで幼児教育と保育を行う。通年で週3回以上実施している。

◎基本目標 1 地域における子育て・親育て

現状と課題

全国的に少子化が進み、核家族化も進行し、住民同士のつながりや付き合いが希薄化していることなどが問題視されるなかで、重要となるのは地域の力です。

本町においても、女性の社会進出や就労形態が多様化することに伴い、今後はさらに充実した保育サービスが求められるのに加え、「子育てについての第一義的な責任を有するのは保護者である」という基本的な認識をもちつつも、子育てを母親や子育て世帯のみの役割とせず、地域全体で子どもや子育て家庭を支えるという視点が大切です。

本町では、育児をしている母親等を支援するため、子育てふれあいセンターで子育て相談や親子ふれあい活動、学習会などを実施しています。子育てふれあいセンターの利用者数は年々増加傾向にあり、平成 24 年度には年間延べ 14,839 人の利用がありました。地域や仲間とともに子育てをしたい、という需要の高まりがうかがえます。また、児童館においてはプレイルームの開設、幼児や小学生対象の事業を行っています。

アンケート調査では、「子どもが病気の際に親族・知人にみてもらったことがある」と回答した方のうち、「特に困難を感じずにみてもらえる」と感じている方が 62.3%となっており、比較的周囲や地域に頼ることのできる環境が整っていると考えられます。今後も、子育て中の親子が高齢者と気軽に集い、子育てや家事などのアドバイスを得られる環境づくりや、若者が子ども達と遊びを通してふれあう場づくりなど、異世代が交流できる仕組みを構築していくことが求められます。

地域においては、子どもに対して家庭での手伝いや地域の行事、清掃活動に積極的な参加を促すなど、子どもの体験学習や地域住民とふれあう機会を多くつくることで、互いの顔を知り合い、地域で支え合っていく仕組みづくりを進めることが重要です。

また、多可町社会福祉協議会においても、託児ボランティアの育成など、子育て支援の活動が展開されています。子育てを終えた女性がその経験を活かして地域で子育て支援をしようという動きもあり、適切な体制整備を推進することで、子育てを通じたコミュニティの輪がひろがっていくことが期待されます。

取り組みと方向性

(1) 世代間交流の充実

子育て世代ではなくても、子どもや子育てにかかわる意識をもつことができるよう、世代間の交流を推進します。子育ての先輩である高齢者から、現役の子育て世代へと知識や知恵を伝承したり、子育て世代が気軽に相談できる人を見つけることができる場をつくります。

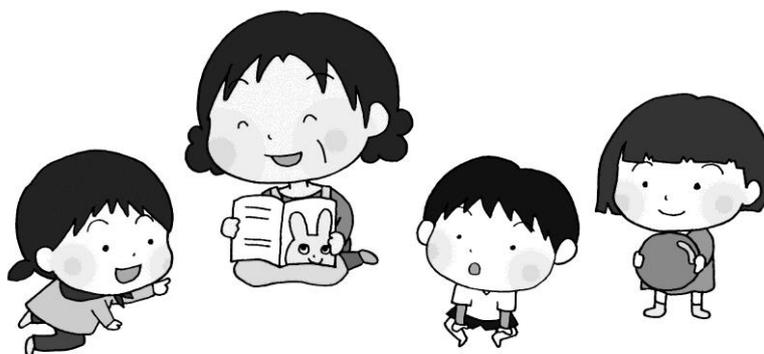
事業名	事業内容	担当課
老若男女の地域住民との交流事業	保育所や児童館、子育てふれあいセンターにおいて、地域の高齢者や子育て中の保護者、中高生など、老若男女の多世代間交流を実施します。	こども未来課
開かれた学校づくりの推進	オープンスクール、学校の積極的な情報発信や地域の方をゲストティーチャーにお願いするなど、地域との信頼関係を高めます。	こども未来課

(2) 体験を通じた学び場の提供

事業名	事業内容	担当課
家族・家庭のあり方と子どもの成長を考える教育の推進	幼児とふれあうなど体験的な学習活動を通して、自分の成長と家族、家庭と家族関係、幼児の生活と家族について指導を行います。	こども未来課
育児体験（授業協力）	子育てふれあいセンターが中高生を対象として、将来の自分の子育てについて考える講座を開設します。	こども未来課
トライやる・ウィーク事業	中学2年生が1週間、学校を離れ、生徒の興味・関心をもとに、地域の方々の指導による体験活動を行います。	こども未来課
自然学校事業	小学5年生が1週間、学習の場を教室から自然のなかへ移し、地域の方や自然とふれあい、さまざまな体験活動を行います。	こども未来課
青少年体験活動事業（長期休業中）	夏季等休業中の青少年に、多様な生活体験、社会体験、自然体験等、体験活動の場を提供します。	こども未来課

(3) 地域交流を通じた学び場の提供

事業名	事業内容	担当課
児童館事業	児童の健康増進と情操を豊かにするために、わくわく体験教室、おもしろ理科教室やこども教室など、健全な遊びの場を提供します。	こども未来課
放課後子ども広場事業	放課後の小学校の運動場等を利用し、子どもたちの放課後における安心・安全な遊びの場を提供します。	こども未来課
ふるさと文化いきいき教室事業	子どもたちに我が国の長い歴史と伝統のなかから生まれた伝統文化を体験・習得させる機会を提供します。	こども未来課
中学生と消防団の交流事業（スクラムハート）	中学生と消防団の交流を通して地域の間人関係を深め、郷土を愛し、ともに支え合う地域づくりを進めます。	こども未来課
地域特性を活かした学習プログラムの提供	子どもたちの豊かな心を育てるため、播州歌舞伎、杉原紙、播州柏、竜神太鼓など、伝統文化を学び、体験する機会を提供します。	こども未来課

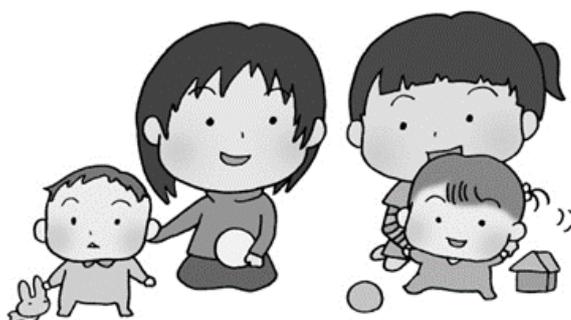


(4) 子どもや保護者の自主的な活動の充実・支援

事業名	事業内容	担当課
子ども会活動助成事業	子ども会単位で相互の交流と子どもの健全な育成を図るため、子ども会育成連絡協議会活動へ助成します。	こども未来課
少年少女スポーツクラブ等助成事業	スポーツを通じて青少年の身体と心を育てるため組織されている少年少女スポーツクラブ等活動へ助成します。	生涯学習課
青年グループ・サークル活動の支援	青年団等の青年グループ・サークル活動を支援し、活動の活性化を図ります。	生涯学習課
トップアスリートによるスポーツ教室	国内外で活躍するトップアスリートによる講演、実技指導等を実施し、子どもたちに対する新たなスポーツへの取り組みを支援します。	生涯学習課

(5) 親教育の場の提供

事業名	事業内容	担当課
学習会・講演会	幼稚園、保育所、小中学校、子育てふれあいセンター等が保護者を対象に子育てについて考える学習会・講演会を開催します。	こども未来課
多可町民の集い	お互いの人権が尊重され、心ふれあうまちづくりへの意識を高めるため、年2回町民が集い、人権意識の普及と高揚を図ります。	生涯学習課
『命の大切さ』を実感させる教育の推進	男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義に関する教育を進めます。	こども未来課



◎基本目標 2 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

現状と課題

本町における子どもと母親の健康づくりのための乳幼児健診や育児教室等母子保健事業への参加率は高い水準で推移しています。健診の欠席者には個別フォローを行うなどの対応をしています。健診の啓発、周知を図りながら、個別訪問や健診後のフォローアップなども実施し、乳幼児の発育・健康状態の適切な把握や指導を進めていくことが重要です。

子どもが病気になってしまったときには、いつでも、どこでも、安心して医療を受けることができるよう、町内、近隣の病院等の連携による救急医療、夜間休日対応が可能な体制の整備が重要になっています。町では医療機関の連携を進めてきましたが、今後より一層、安心して医療が受けられる、「子育てがしやすい町」を目指していくことが求められます。同時に、子どもの健康や育ちについて不安を抱える子育て家庭にとって、身近な場所で相談ができる体制をつくること、顔のみえるきめ細かな対応を進めることも必要です。

また、子どもの健康を守るうえでは、心身の健全な成長の基本となる「食」についても、町として正しい情報や知識を提供し、地産地消や給食の提供について考え、子どもと保護者への「食育」を推進していくことが重要です。

取り組みと方向性

子どもと母親の健康づくりのために、国が示す「健やか親子 21」を受け、具体的な目標値を設定するとともに、妊娠期から継続した育児支援を展開し健康診査や相談事業の充実を図ります。

(1) 小児医療等の充実

どこでも適切な医療サービスを受けられるよう、小児医療の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
地域医療体制の充実	かかりつけ医の普及や病院、診療所、医院の機能分担を進め、中核病院を中心とした連携ネットワーク化を図り、緊急時や夜間休日対応が可能な地域医療体制の充実を図ります。	健康福祉課

(2) 妊産期から乳幼児期までの健康づくり支援

事業名	事業内容	担当課
妊婦健康相談事業	保健師、栄養士による母子健康手帳交付時の相談、家庭訪問などを行います。	健康福祉課
予防接種事業	感染症予防のために乳幼児・学童を対象に予防接種を行います。	健康福祉課
乳幼児健康診査	4か月児、1歳6か月児、3歳児に対し内科検診、歯科検診、保健師・栄養士・歯科衛生士・心理士・家庭相談員による相談を行います。	健康福祉課
乳幼児健康教室・相談事業	育児相談・心理相談等の相談事業や離乳食教室、10か月児、2歳児教室などにより身体計測、保健師・栄養士・歯科衛生士による相談を行います。また、年度内に5歳を迎える児を対象に、医師・心理士・保育所・認定こども園の協力を得て5歳児発達相談事業を実施し、就学前の相談を行います。	健康福祉課



(3) 相談支援

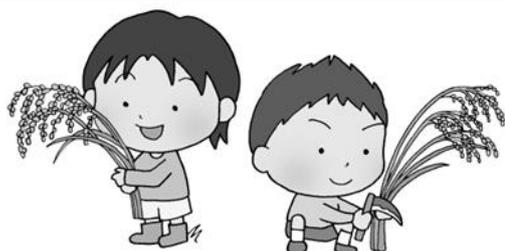
さまざまな問題を未然に防止し、早期に発見するため、相談・支援体制の構築・強化を図ります。

事業名	事業内容	担当課
「こころの相談」事業	育児や人間関係などさまざまな悩みについて、心理カウンセラーが相談に応じます。	健康福祉課
保健教育の指導充実	人間関係のストレスや生き方に悩む子どもたちに、ライフスキル教育プログラムを実施するなど、健全な心を育む指導の充実を図ります。	健康福祉課
多可町っ子 悩み相談事業	多可町っ子悩み相談窓口を開設し、不登校、友人関係や進路などでの児童・生徒や保護者の相談に応じます。	こども未来課

(4) 食育の推進

心身の健全な成長の基礎となる「食」について、親のみならず、子どもたちにも正しい情報・知識を提供するとともに、地元でとれた野菜等の安全性や栄養に配慮した食事をとる生活習慣を身につけていくことを支援します。

事業名	事業内容	担当課
食育事業・食育教室	食育通信や「たかTV」での食育番組などを通じて、朝ごはんの大切さや健全な食生活のポイントの啓発を図ります。また、調理実習を通して食育の大切さを伝えるため、いずみ会と協力し食育教室を開催します。栄養士が子育てふれあいセンターや認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等へ出向き、関係機関と協力して教室や相談など学習の場づくりや活動支援を行います。	健康福祉課
学校給食の充実	学校給食を通じ、児童生徒に「食」の大切さを学ばせ、健康の確保を図ります。	教育総務課
栄養指導の充実	栄養教諭により、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進します。	教育総務課 健康福祉課



◎基本目標 3 子どもが安心・安全に成長できる環境づくり

現状と課題

子どもが元気に遊び、学び、育っていくためには、地域が安全で、子どもと保護者が安心できる場所であることが大切です。

アンケートの結果をみると、「子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加している」と感じている人は、全体の 32.3%となっています。町では、安全教育や見守り・安全巡回パトロール員による学校園施設内や、周辺及び通学路公園等のパトロールを実施し、地域ぐるみでの防犯体制を整備しています。しかし、取り組み内容や取り組む人員確保の状態は校区によってばらつきがあり、人数の少ない地区では、ボランティア活動への呼びかけが求められます。

小学校では、児童に防犯ブザーを配布したり、自らの身を守るすべを学ぶ機会を設けています。下校時は、事故や事件の対応として、できるだけ児童が一斉に行動する体制をとっています。

町や学校が安全対策を行っていくなかで、アンケートの結果では「遊び場」に対する意見が多くみられました。居住地域の子どもの遊び場について、「満足していない」と答えた方は全体の 49.0%と、約半数にのぼっています。「近くに遊び場がない」「雨の日に遊べる場所がない」「遊具などの種類が充実していない」との理由が多くなっています。

今後は、町や学校としての指導・教育を見直し、一層の徹底を図り、さらには子どもが元気よく遊べるよう、公園の整備や道路の整備を進めていくことが大切です。

取り組みと方向性

(1) 地域防犯力の向上

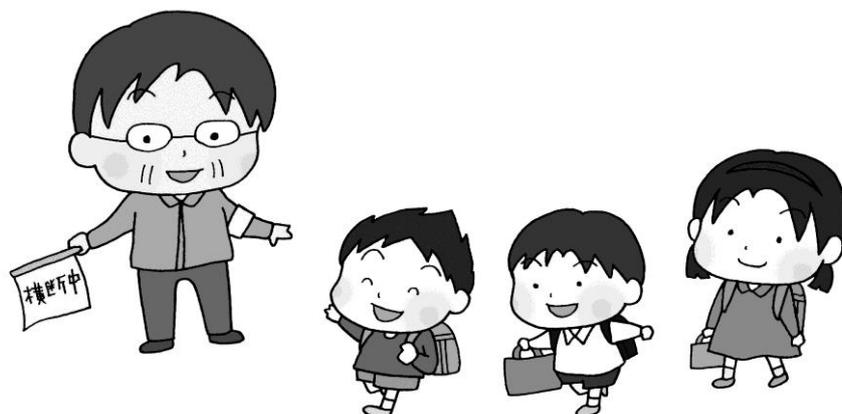
子どもが安心して暮らすことができる環境をつくるため、地域ぐるみでのあいさつ運動の展開や、見守り体制を確立するとともに、警察との連携を強化し、犯罪発生の抑止力を高めます。また、子ども自身が自らの安全を守ることができるよう、交通、防災、防犯意識を高める指導を充実します。

事業名	事業内容	担当課
見守り・安全巡回パトロール	1年を通じて、保育所から中学校までの施設内・周辺及び通学路、地区の公園等をパトロールし、子どもたちの安全確保を図ります。	こども未来課
青少年問題協議会の啓発事業	「地域の子どもは地域で守り育てる」を合い言葉に、携帯電話やインターネット等の有害情報の対策や、薬物乱用防止の啓発など、地域をあげて青少年の健全育成に取り組みます。	こども未来課
夜間巡回補導及び祭事特別補導	青少年補導委員による町内巡回補導及び町内外で開催される祭りなどで会場内の巡回補導を実施します。	こども未来課
量販店巡回補導	女性補導委員を中心に、町内量販店を訪問し、万引き防止活動及び情報交換を行います。	こども未来課
交通安全教室	幼稚園、保育所、小中学校を対象に教室を実施します。	生活安全課
通学路の安全点検	各小中学校のPTAを中心に通学路の点検を実施します。	こども未来課
防犯体制の充実	防犯灯設置への集落補助を行います。	生活安全課
公園の安全点検	都市計画公園内の遊具の点検を行います。	建設課
消費者教育講座	ネット・詐欺被害防止、金融教育など、学校園・PTAの要請に応じ、講師を派遣します。	生活安全課
幼稚園、保育所、学校の遊具の調査・点検	幼稚園、保育所、学校の遊具の調査及び点検を行います。	こども未来課

(2) 安全な環境づくりの推進

道路や公園など子どもの身近な環境の安全性を高めるため、計画的な環境整備に努めます。

事業名	事業内容	担当課
交通安全施設の整備	危険箇所等にカーブミラー、交通標識を設置します。	生活安全課
通学路の安全対策	P T A、学校等からの連絡を受けて対応します。	こども未来課
公園の整備	都市計画公園内の危険箇所の整備を行います。	建設課
学校園の遊具の整備	学校園の遊具の整備を行います。	こども未来課



◎基本目標 4 ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

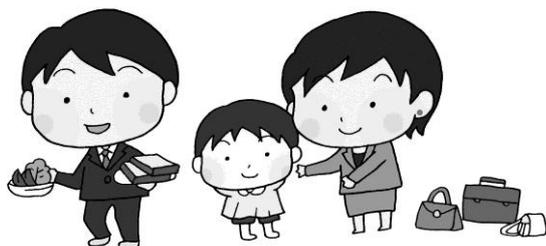
多くの子育て家庭が直面するのが、仕事と家庭の両立です。育児休業の取得も進んでいるものの、本町では男性の取得は未だ珍しく、アンケートでは男性の育児休業取得率は0.2%に留まっており、女性の取得率も27.8%となっています。仕事が理由で育児休業を取得していないという方の理由としては、母親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「職場に育児休業の制度がなかった」、父親では「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」と回答した方が多くなっています。

就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」が必要であるとされ、それを実現させるためには、育児休業法や介護休業法等の周知、事業所における制度を従業員や地域住民に周知することや、事業主に対する周知・啓発が重要とされています。

取り組みと方向性

(1) 男女共同参画への啓発

事業名	事業内容	担当課
女性のチャレンジ支援	女性の継続就業や、結婚・出産を機に退職し再び就職や地域活動などにチャレンジする女性を支援するため、各種セミナーの開催や情報提供を行います。	生涯学習課
家庭生活へ男性の参加を促す意識の啓発	家庭における固定的な性別役割分担を見直し、男女がともに協力し合える家庭を築いていけるよう、家事・子育て・介護に関する講座を実施します。	生涯学習課



◎基本目標 5 要保護児童へのきめ細やかな支援の推進

現状と課題

本町では、要保護児童等の早期発見と適切な保護を行うため、平成 18 年度に要保護児童対策地域協議会を設置しました。その協議会においては、関係機関・団体等との連携の強化を図り、虐待を受けている児童及びその保護者に関する情報収集や必要な支援を行っています。

近年はひとり親で子育てをしている家庭も増えてきているため、そのような家庭への適切な支援も重要になっています。

また、障がいのある子どもについては、就学前から就学期・就学後まで、日常生活から学校生活、職業訓練、職業生活に至るまで、保健・医療・福祉・教育が連携して、一貫した支援体制のもとで自立への支援が行われることが求められています。障がい児を抱える親が、将来にわたって心にゆとりをもって子どもの自立を支援し、最も身近な存在として介助し続けていくことができるよう、生活支援体制を強化する必要があります。

本町では、支援を必要とする児童・生徒のライフステージに応じた継続的な支援を行うために、平成 21 年度からサポートファイルを導入しています。今後は、この制度の啓発と取り組みの充実が重要な課題となっています。

取り組みと方向性

(1) 要保護児童へのきめ細やかな支援の推進

子どもの権利が尊重される社会環境づくりのため、子ども、保護者及び住民への人権擁護の意識啓発活動を推進します。

また、児童虐待を未然に防止し、早期に発見するため、相談・支援体制の構築・強化を図るとともに、医師やこども家庭センター等の専門家・機関との連携による要保護児童に対する適切な援助に取り組みます。

事業名	事業内容	担当課
障がい児タイムケア事業	障がいのある児童及び生徒の下校後の活動の場を確保するとともに、保護者の就業支援等を図ります。	健康福祉課

事業名	事業内容	担当課
障がい児保育事業	特別児童扶養手当支給対象児童及び軽度発達障がい児童に対する保育士の加配に補助を行い、障がい児保育の推進と充実を図ります。	こども未来課
子ども憲章の具現化	あらゆる場で子ども憲章の啓発を行い、具現化を図ります。	こども未来課
子どもの人権作品の募集と表彰	作品づくりを通して人権尊重の重要性の理解を深めるため、各学校園の子どもたちに人権作文、詩、ポスター等の募集と表彰を行います。	生涯学習課
児童虐待防止啓発事業	児童虐待の防止リーフレットや対応マニュアルを活用し、虐待の発生予防及び早期発見、迅速な対応への啓発を行います。	こども未来課
要保護児童対策地域協議会	子どもの健全な養育を支援するため、関係機関の連携を強化し、個別ケース検討会議等による情報交換及び子どもや保護者を支援する体制をつくります。	こども未来課
児童扶養手当による支援	父親と生計をとともにできない、または父親がいても極めて重度の障がいがある場合に、児童を養育している方(母またはその養育者)に児童扶養手当を支給します。	健康福祉課
福祉医療費助成事業	乳幼児等・子ども・母子家庭等の18歳までの児童に係る医療費を助成します。(乳幼児・子どもは、一部負担金無料)	住民課
発達障がい児支援事業	心理士訪問による幼稚園、保育所における発達障がい児等の早期発見と、支援への助言を行います。	こども未来課 健康福祉課
発達相談・療育教室	健診等で継続的に支援が必要な乳幼児を対象に、小児科医師、言語聴覚士、心理士、理学療法士、音楽療法士等による発達相談・療育教室を行います。	健康福祉課
適正就学指導委員会	小中学生における特別支援教育を必要とする児童・生徒の調査及び就学指導に関し、専門家等で審議します。	こども未来課
社会参加促進事業	スポーツ(レクリエーション)を通じ、お互いの交流と親睦を深め、体力の維持増進を図ります。	健康福祉課
サポートファイル作成事業	支援を必要とする児童・生徒のライフステージに応じた継続的な支援を行うため、サポートファイルを作成し、活用を推進します。	こども未来課 健康福祉課

事業名	事業内容	担当課
発達支援連絡会議	心身の発達に遅れのある乳幼児やその疑いのある乳幼児及びその保護者、並びに障がい児（者）及びその家族に対して、乳幼児期から学齢期、就労までの総合的な支援方策、支援体制について協議します。	こども未来課
障がい児短期入所事業	児童短期入所事業と知的障がい者短期入所事業とに分かれ、いずれも障がい児（者）を介護するものが疾病やその他の事情により、家庭で介護することが困難であると認められる場合、障がい児（者）を一時的に適切な施設に入所させて保護します。	健康福祉課
障がい児等療育支援事業	医療福祉センターのぎく等で、療育相談、療育訓練を実施します。	健康福祉課

5. 実現方策

本計画を実効あるものとするため、次の取り組みを実施します。

5－1 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、さまざまな分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、認定こども園、幼稚園、保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

5－2 情報提供・周知

本町では、子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報や町のホームページを活用して公開し、住民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、周知・啓発に努めます。

5－3 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。そのなかで、保育の広域利用、障がい児への対応など、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

5－4 進行管理

計画の実現のため、計画に則した事業がスムーズに実施されるよう管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、各事業の実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに多可町子ども・子育て会議にて、施設の状況や事業の進捗状況等の把握・評価を行います。

6. 資料編

6-1 多可町子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査実施概要

(1) 調査の目的

本調査は、本計画の策定資料として、保育ニーズや本町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、町民意向調査（アンケート調査）として実施しました。

(2) 調査概要

- 調査地域：多可町全域
- 調査対象者：多可町内在住の「就学前児童」がいる世帯・保護者
（就学前児童の保護者用調査）
多可町内在住の「小学生」がいる世帯・保護者
（小学生の保護者用調査）
- 調査期間：平成25年9月19日（木）～平成25年10月4日（金）
- 調査方法：幼稚園・保育所・キッズランド・小学校を通じた直接配布・回収
就学前児童のうち、未就園の児童は郵送による配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	692	497	71.8%
小学生児童	907	829	91.4%
合計	1,599	1,326	82.9%

(3) 調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本計画書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

6-2 多可町子ども・子育て会議 委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	選出区分	委員氏名	所属等	備考
1号	学識経験者	鈴木 正敏	兵庫教育大学	会長
		青山 眞澄	元キッズランドやちよ幼稚園長	
2号	保護者代表	矢野 越史	キッズランドかみ ひまわり会	
		藤本 志津恵	みどり保育所保護者会	
		川上 大輔	キッズランドやちよ さくら会	
		吉田 美千留	中町幼稚園保護者会	(~H26.3.31)
		下山 千春	中町幼稚園保護者会	(H26.4.1~)
3号	学校園代表	越川 昌信	松井小学校長	
		高橋 邦栄	みどり保育所長	
		清水谷 善道	あさか保育園長	
		岡原 静	四恩保育所長	
		仲田 あつ子	中町幼稚園長	
		木俣 美代子	キッズランドかみ所長	
		多方 由紀美	キッズランドやちよ所長	
4号	地域・関係機関代表	宮崎 好文	区長会(八千代区下野間区長)	(~H26.3.31)
		藤本 典久	区長会(加美区奥荒田区長)	(H26.4.1~)
		吉田 俊男	民生委員児童委員協議会	副会長
		高木 匡代	子育てふれあいセンター	

6-3 多可町子ども・子育て会議の流れ

＜平成25年度＞

月日	内容
7月31日 (水)	<p>◆第1回子ども・子育て会議</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・正副会長の選出 <p>(協議内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て会議について ・子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて ・ニーズ調査について
12月18日 (水)	<p>◆第2回子ども・子育て会議</p> <p>(協議内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査の集計結果報告について ・基本的方向性の確認について <ul style="list-style-type: none"> 中区民間園の認定こども園化計画 中町幼稚園の預かり保育の廃止 町内5歳児特例措置の廃止案 中町幼稚園の今後 ・子ども・子育て支援事業計画の構成について
2月20日 (木)	<p>◆第3回子ども・子育て会議</p> <p>(協議内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項について <ul style="list-style-type: none"> 教育・保育の提供区域の設定 ニーズ量の見込み ・子ども・子育て支援事業計画骨子(未定稿)について <ul style="list-style-type: none"> 計画書の構成 重点目標(中町幼稚園の閉園、両キッズランドの民営化など)

<平成 26 年度>

月日	内容
4月 24 日 (木)	<p>◆第4回子ども・子育て会議</p> <p>(報告内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の課題について 第2回会議の議事録 ニーズ量 町外からの通園児、町外への通園児の反映 父親の就労状況の意向の反映 中町幼稚園にかかる交付税 ・ニーズ量の県への提出について ・中町幼稚園の閉園について ・中町幼稚園の閉園、認定こども園計画の説明会について <p>(協議内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画骨子(未定稿)について ・基本理念と施策体系、基本目標の現状と課題について
7月4日 (金)	<p>◆第5回子ども・子育て会議</p> <p>(協議内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画 素案について ニーズ量の見込みと確保方策 基本目標1～5の現状と課題、取り組みと方向性 ・新制度において町が条例で定める各基準について ・新制度に向けた職員配置の考え方について ・新制度に向けた保育料の考え方について ・来年度の入所説明会、認定申請、入所申込み、利用調整等について
9月3日 (水)	<p>◆第6回子ども・子育て会議</p> <p>(協議内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画 素案について ニーズ量の見込みと確保方策 基本目標1～5の現状と課題、取り組みと方向性 パブリックコメント ・新制度において町が条例で定める各基準について 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 保育の必要性の認定に関する条例 ・新制度に向けた保育料、通園バスの考え方について ・今後の予定と来年度以降の子ども・子育て会議について

多可町子ども・子育て支援事業計画

発行日:平成 27 年3月

編集・発行:多可町教育委員会 こども未来課

兵庫県多可郡多可町中区茂利 20 番地

TEL:0795-32-2385 FAX:0795-32-4142

策定支援:株式会社 日本出版